

都市・環境常任委員会
予算決算常任委員会都市・環境分科会

(令和元年9月12日)

○ 山口智也委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、2日目の審議に入らせていただきます。ただいまより、決算常任委員会都市・環境分科会ということで、昨日の質疑の続きからさせていただきたいと思いますので、順次ご発言をいただきたいと思います。

その前に、失礼しました。昨日、資料請求のございました小林委員の資料が来ておりますので、ご確認をいただければと思います。

では、質疑のほうがありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 森 康哲委員

おはようございます。よろしくお願ひします。

ちょっと資料のどこかわからないですけれども、中央緑地の体育館整備やいろいろな運動施設の整備をする中で、駐車場が拡大する。現状、国道1号に交通量の負荷をこれ以上かけられない状態があることについて、どのように入った車をスムーズに、安全に出すことができるのかという議論を2年ぐらい前からやっていたと思うんですが、北側の橋を活用して新正の駅のほうからの出入りも可能にしたらどうかというところも議論したことがあったので、その辺の進捗状況を確認したいんですけれども。

○ 山口智也委員長

森委員、確認なんですけれども、スポーツ・国体推進部なのか都市整備部なのかというところは。

○ 森 康哲委員

国体に際してまずは確認を。

○ 山口智也委員長

具体的なところになると、都市整備部というところになってくるんですかね。

○ 森 康哲委員

と思います。スポーツ・国体推進部として、大きな大会を前にスムーズに、安全に車を出すことをどのように考えているかを確認したいんですけれども。

○ 山口智也委員長

それでは、先ほど森委員から、北側の橋の活用ということでありましたけれども、スポーツ・国体推進部として、これまでも議論があったわけですので、都市整備部との検討状況もあれば、そこも含めて、考え方をご答弁いただければと思います。

○ 長谷川国体推進課長

おはようございます。国体推進課の長谷川でございます。

まず、国体に関しまして、どういう対策かということにつきましては、現在、詳細な会場運営の計画を策定している状況でございます。現在の計画としましては、体育館横に整備されます600台の駐車場は、選手、監督、役員と、関係者専用の駐車場としまして、一般観覧者の駐車場としては、国道1号横の250台に整備されます駐車場の約半分程度で予定してございます。

一般観覧者としては半分程度ですので、100台程度の一般観覧者用の駐車場しか設けませんので、国体開催時に短時間で多くの方が一度に出ることは、現段階では起きないかなと考えております。一般観覧者の方に関しましては、公共交通機関、あと臨時駐車場からのシャトルバスの利用を呼びかけ、車での来場を極力抑えていくことを計画しております。

それと、北側への出口に関しての考え方でございますが、令和2年度から令和3年度に国道1号横の駐車場を190台程度から250台に拡大する整備を計画させてもらっていますが、そのときに、国道1号への出口交差点にあります右折レーンを延長する予定でございます。

現在、中央緑地内ではいろいろな工事を行っており、それに伴い駐車場の台数や位置が変化してまいりますので、全ての整備が終わった後、駐車場の出口交差点の右折レーンの改善の効果や、整備後の渋滞の状況を見きわめた上、新たな出口を設けることによる近隣の住宅や店舗への与える影響も検討し、総合的に常時における新たな出口の必要性に関しては検討させていただきたいと思っております。

○ 森 康哲委員

昨年までの議論の中では、新正駅からの歩行者の安全確保ということで、今かかっている橋は市道で車道と歩道の区別がないと、できれば歩道をつけたらどうかという意見もあったと思うんですけど、その辺の考え方の整理はされたんでしょうか。

○ 長谷川国体推進課長

新正駅から中央緑地の中に入る歩道に関しましては、都市整備部のほうで、歩道の整備について計画を策定していただいているということで、都市整備部と連携しながら歩行者が安全に駅から来場できるような計画を練っている最中でございます。

○ 森 康哲委員

たしか、あすなろう鉄道の駅からの動線の安全対策と近鉄の新正駅のほうの安全対策も検討するということがあったと思うので、都市整備部の事業になるのは間違いはないんですけども、国体のほうで要望というか、安全対策をこういうふうに考えているんだというのは、連携して進めていただきたいと思いますけれども。

要望で。

○ 山口智也委員長

必要であれば、また都市整備部のところでもご質問いただくとは思うんですけども、よろしくをお願いします。

そのほかにあれば、お願いいたします。

○ 小林博次委員

国体で中央緑地の施設が整備されて、木が切られるわけやな、整備の過程で。あそこは、もともとコンビナート企業群の災害発生時の遮断緑地として整備をされてきたわけやね。その後、公園化されて運動施設が入って、だんだん拡大されて木がなくなってくる。

例えばほかの、四日市は拠点開発で工業団地が造成された地域なんやけど、そのときは、遮断緑地、緑地帯というのは中央緑地と霞緑地、この2カ所しか整備されていない。ほかは、全部、線なんです、点と違って。

だから、点を壊すんなら、線としてやっぱり整備をするということが当然必要になってくるので、そのあたりはできるだけ中の木は切っていただいて、落ち葉がいっぱい落ちて

管理ができないということではどうにもならないので、悪影響のない程度にまで切ってもらうけれども、その分ぐらいはよそに帯状に木を植えていく、こういうことを都市整備部と連携してもらう必要があるのと違うかなと思うんやけど、ちょっと考え方だけ聞かせてもらえますか。

○ 山口智也委員長

緑地帯についてということで。

○ 森スポーツ・国体推進部長

委員ご指摘のように、四日市の成り立ち、コンビナートができて、それに対する環境対策として緩衝緑地を造ってきたという歴史的な経緯がありますので、そういったことを踏まえて、中央緑地でもできる限り緑を残すような方針で、これまでも考えてきておりました。少なからず切っておるのは確かなんですが。

ご提案いただきましたベルト地帯のように、市域、臨海部と内陸部を分けるような形の緑地帯という発想は、正直申し上げて今、そういった取り組みというのはしておりません。いわゆる底地といいますか、土地的にそういった部分が確保できていくかというような大きな課題もあろうかと思えますけれども、そういった視点というのは踏まえながら、都市整備部とも協議はしたいとは思っています。

○ 小林博次委員

ないんなら、木は切ったらあかん。いざというときに遮断をする緑地になっておるのに、そこへ人を集めて、いざというときに次の災害が発生したら話にならない。

例えば、霞ヶ浦の緑地から南に向いては、企業と市営住宅があったところもあるし木が植わってきて、あと納屋運河を埋めたから緑地整備をもう少し進めてもらったり、そういう発想を持たんとつながっていかん。

自然環境を呼び込むというなら、天白川の南側は四郷の山につながっているので小鳥なんかもそこを伝ってまちの中まで来る。そういうまちづくりにつながってくるので、単純に木を切って運動施設を整備すりゃいいと、そういうことだけで判断されると、若干まざいと違うかなということがあるので、後日、都市整備と打ち合わせしてもらって、そのあたり環境整備をしてもらいたいなど。都市整備だけではないな、環境部も絡んでくるのか

なと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○ 山口智也委員長

要望で。ありがとうございました。

他にございますでしょうか。

○ 谷口周司副委員長

21分の12、これは決算常任委員会資料なんですが、霞ヶ浦緑地の運動整備事業費の中の霞ヶ浦のプールですけれども、利用者数の推移というのを出示していただいています、平成28年度が5万527人、平成29年度4万3000人、平成30年度は3万8000人まで減ってきているんですけれども、これについては何か要因を捉えられているか、プールの利用数が減ってきているということについて教えてください。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課の村田でございます。

平成30年度の霞ヶ浦のプールの利用者数が例年に比べて少ないという状況がございます。こちらにつきましては、昨年度、非常に酷暑でございまして、余りの暑さに、プールに来ていただく方も来場者が減ったというのが状況でございます。

○ 谷口周司副委員長

暑さが原因で人が来なかったということですが、使用実績のほうの73ページ、水泳関係者、水泳場関係というところで、人数を書いてもらってあって、100%というのは、稼働率ですか。

○ 山口智也委員長

水泳場関係というところですね。

○ 谷口周司副委員長

霞ヶ浦プールは100%で、温水プールは78.6%になっているんですけど

○ 山口智也委員長

使用実績の73ページの一番上ですね。水泳場関係、霞ヶ浦プール3万8588人、100%となっています。

○ 上田スポーツ課課長補佐

スポーツ課、上田でございます。

こちらの100%という数字ですが、施設の稼働率でございます。霞ヶ浦プールにつきましては大会もやっていますが、基本は一般公開ということで毎日開園していますので、100%という数字になるということでございます。

○ 谷口周司副委員長

そうすると、温水プールの稼働率が78.6%というのは、何日か開けなかったという理解でよろしいですね。

○ 上田スポーツ課課長補佐

温水プールにつきましては午前、午後、夜間という区分貸しになっておりますので、その時間に利用がないことについては稼働率が下がるという形になるということでございます。

○ 谷口周司副委員長

わかりました。

その中でなんですけど、霞ヶ浦プールは毎年どれぐらいの人を見込んでいるのか。目標まではないと思うんですけど、どれぐらいの方が来るまで対応できる施設として、今回もかなりお金をかけて整備されましたけど、5万人来ているときもあれば、今3万8000人までできているんですけど、目標とかある程度掲げられているのか、ちょっと予算を見ても全く出てこなかったんですけど、そのあたりの見解だけ教えていただきたいんですけど。

○ 山口智也委員長

来場の目標は立てているんでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

目標につきましては、5万人のときも3万8000人のときもあるということでございますが、今、目標値として具体的な数値を設定しているということではございません。

○ 森スポーツ・国体推進部長

霞ヶ浦プールは期間が夏休みの期間だけのオープン期間で、今の5万人の状況でもかなり、言葉は悪いですが芋洗い状態といたしますか、かなり詰まっていますので、そんなに多くは見込めないとは思っております。

○ 谷口周司副委員長

そうすると、この3万8000ぐらいが妥当なのか、これでも多いのか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

いわゆる5万人は十分いけますので、こういったできるだけ利用いただくという意味で、今の3万8000人で満足しておるわけではございませんで、5万人以上いきたいという思いではございます。

○ 谷口周司副委員長

ありがとうございます。

せっかくきれいにさせていただいて、私も夏休み、結構使わせてもらいましたけど、今、いろんなところの市とか町が運営している公営プール、かなり特殊性というか、いろんな遊具をそろえたりだとか、子供向けの整備をしていたりとか、結構考えながらされているところが多くなってきていますので、四日市という31万人都市の市営プールとして、これからぜひ市民のためにも、もう少しいろいろ考えながら利用率を高めていってほしいと思いますし、また、ほかの近隣の市営プールがどういった状況でどういう利用者なのかというのも、ぜひ一度検討していただけたらと思っています。

夏休みに学校でプールというのはほとんどされていないということになってくると、唯一こういうところが夏休みの楽しみになってくるということもございますので、このプール、一つ言うならば、駐車場であるとか、なかなか行きにくい環境にもなりつつあるかなと思っていますので、ぜひそういった利用者目線でも少し検討していただいて、あと、2

時間制限とか四日市はとってみえるところなんですけれども、ほかはないところも結構あると思いますので、それが果たしていいのか悪いのかというのもひとつ検討の中に入れていただきたいと思います。ぜひいい施設だと思っていますので、もう少し利用率というものも気にしながら、多くの市民が使ってもらえるように検討していただきたいと思いますので、意見としてお願いいたします。

○ 山口智也委員長

より利用しやすい環境をというご指摘でありました。

他にご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

特にほかはないようでございますので、質疑はこの程度とさせていただきたいと思えます。

それでは、この決算に関しまして、討論に入らせていただきたいと思えます。

討論がありましたら、ご発言いただきたいと思えます。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので、採決に移らせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計の決算認定について、スポーツ・国体推進部の部分に関しまして、認定すべきものということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ご異議ございませんので、認定すべきものと決しさせていただきます。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費（関係部分）、歳出第10款教育費、第5項 社会教育費（関係部分）、第6項保健体育費、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、次に、全体会送りの確認をさせていただきます。

一つは、まずは議員間討議を行った部分につきましては全体会送りとなりますので、この部分なんですけれども、少しおさらいをさせていただければと思うんですけれども、市としては、今までの考え方としては、新しい体育館もできてさまざまなイベント、競技を誘致できるような、そういったことを検討していくというお考えがあったわけなんですけれども、委員のほうからは、プロスポーツなども開催、誘致できるように積極的に取り組むべきであるというスポーツ応援条例に基づいて、プロスポーツの部分についても誘致のためのインセンティブを検討していくべきだというご意見がありました。

市のほうからもそれを受けて、そういった体制を組めるようなインセンティブ、何らかの形を検討していきたいという答弁もあったところです。そのほかにもプロ野球のみならずさまざまな競技について拡大していくべきであるというご意見も他の委員からもあったところでございます。

また、スポーツ人口が多い、そういった競技をしっかりと狙って働きかけをしていくべきであるというご意見もありまして、当委員会としては、全会一致でこの補助制度について改良、リニューアルをしていくということで意見の一致をいただいたものと理解をしております。

そういったことを柱として、まず、全会一致を見ましたので、論点整理シートに政策素案を添えた形で全体会へ送らせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、それでご異議ございませんでしょうか。

○ 小林博次委員

全体会へ送るのはそれで異存はないけど、指定管理者で運営しているわけやね。そうするとそういう人たちの考える提案というのがかなりウエートを占めて契約をしていると思

っているので、そことの整合はどうやって図るの。

○ 山口智也委員長

指定管理者の皆さんのお考えというか、そういうもの。

○ 小林博次委員

こっちで決めておいて、それで余分に言うことを聞いてくれと、こういう話になるわけ。だから、その辺、ちょっとよくわからん。

○ 加納康樹委員

理事者に指定管理者がこの事業に関してのどう絡むのか確認をした上でのほうがいいと思います。

○ 山口智也委員長

それでは、理事者のほうに確認をさせていただきます。

そういったところとの整合性というか、どういったお考えを持っているかということも確認をしていったほうがいいのではないかということなんですけれども。

○ 森スポーツ・国体推進部長

まず、施設の管理手法なんですけど、現在建設中の四日市市総合体育館については、これは令和4年度まで直営でやります。その後、直営で4年間する間に、ほかが全部指定管理になっておるものですから、今後どういう管理をしていくかというのをこの三年、四年をかけて検討するために、まずは直営でやらせていただく予定としております。

小林委員ご指摘のように、そのほかの施設については、現在、指定管理の協定を結んでおりますので、ドームはドームで一つの指定管理者がございます。それ以外の全ての施設についてはまた指定管理者がいて、ご指摘のように、特にドームなんかは指定管理者の努力によって、先般でも小田和正のコンサートを誘致したりとか、そういう活動も指定管理者の努力で実際やっていただいておりますし、成功もしてきておる事案もございますので、ご指摘のように、どうしても指定管理者との協議というのは必要ではあるというふうに思います。

○ 山口智也委員長

そうすると、体育館についてはしばらくは直営ですけれども、その後はまた指定管理になっていくということなんですよね。ですので、やはり小林委員のご指摘のように、体育館だけではない話だと思いますので、そこは指定管理者との協議というのも踏まえた中で、こういった補助制度を検討していただくということで共通理解とさせていただければと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

指定管理者との協議については私どものほうでしっかりとやるようにいたしますので、そのようにお願いしたいと思います。

それと、あえてちょっと申し上げさせていただくと、今、プロとか大規模大会の誘致というところに重きを置いておりますけれども、新しい総合体育館は、今までの市民スポーツの拠点という意味合いも強く持っておりますので、プロスポーツばかりになると、市民の方の活動の場がなくなってしまうので、ここはバランスよくやっていく必要がありますので、少し申し添えてさせていただきます。

○ 山口智也委員長

その点もしっかり反映した形で、こちらとしてもまた提言書を作成していくように努力はしていきます。

○ 小林博次委員

指定管理と市の職員と1割ぐらい指定管理のほうの方が安いんですけど、内容でいくともっと効率が上がる。まずは様子を見てという話を聞いたけど、そんなに様子見じゃなくて、やっぱり全体を、四日市のまちとしてどうスポーツ施設を使っていくんやと。

どっちみち100億円もかけた体育館は、四日市市民はほとんど使わせてもらえんのが現実やから、四日市の人たちにはまた施設をつくってもらうか、学校施設とかナイター施設とかさまざまなことにつなげていくのが一番いいかと思うので、そういうのを含んでやっていただきたいということでよろしく。

○ 加納康樹委員

今の議論のまとめということで行くと、スポーツ活動振興事業費の中のプロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金について議論については、委員長がおっしゃっていただいたようなまとめ方でよろしいですね。

○ 山口智也委員長

はい。そこはしっかり文言を整理させていただきます。

○ 加納康樹委員

よろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

政策シートの部分の全体会送りは以上なんですけれども、それ以外に、他部局にまたがる部分であるとか、ほかの部分で通常の全体会送りのご提案がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので、他はないということで判断させていただきます。

それでは、決算につきましては以上となります。

それでは、伊藤委員に入室をお願いしたいと思います。お願いいたします。

議案第38号 工事請負契約の締結について

—中央緑地陸上競技場外構整備工事—

議案第39号 工事請負契約の変更について

—中央緑地新体育館建設工事—

議案第40号 動産の取得について

—体操器具、その他器具一式—

議案第41号 動産の取得について

—バスケットボール器具、その他機器一式—

議案第42号 動産の取得について

—ウエイトリフティング器具・トレーニング器具、その他器具一式—

○ 山口智也委員長

ここからは、都市・環境常任委員会として、議案第38号工事請負契約の締結について—中央緑地陸上競技場外構整備工事—、議案第39号工事請負契約の変更について—中央緑地新体育館建設工事—、議案第40号動産の取得について—体操器具、その他器具一式—、議案第41号動産の取得について—バスケットボール器具、その他機器一式—、議案第42号動産の取得について—ウエイトリフティング器具・トレーニング器具、その他器具一式—の審査を行ってまいります。5議案一括して、説明、質疑を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

追加資料の請求がございましたので、その部分からの説明をお願いいたします。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課の村田でございます。

それでは、都市・環境常任委員会追加資料のほうのご説明に入らせていただきたいと思います。

タブレットのほうは、05、8月定例月議会、07都市・環境常任委員会、003スポーツ・国体推進部（関係資料）でございます。資料のほうは15分の9ページのほうをごらんください。

それでは、森委員からご請求をいただきました、動産の取得（議案第40号、41号、42号）に係る予定価格の積算についてご説明をさせていただきます。

予定価格の設定に対しましては、四日市市事務専決規程によりまして、調達契約課長が設定してございます。調達契約課長に確認の上、資料として提出をさせていただいております。

まず、動産の取得に係る議案第40号、41号、42号ですが、来年の5月の四日市市総合体育館の開館に向けまして必要な備品の購入となります。第40号が体操器具、41号がバスケットボール器具、得点表示等機器、42号がウエイトリフティング・トレーニング機器で

ございます。

全ての予定価格の積算につきましては、本市及び他自治体の過去5年程度における入札結果を踏まえまして、また、四日市市総合体育館までの備品の運搬、搬入や組み立て費についても、改めてメーカーから見積もりを徴集した結果をもとに予定価格を積算してございます。

なお、今後も備品購入の入札をたくさん控えてございますもので、具体的な率は記載せず、考え方のみを記載させていただいております。また、参考に、それぞれの予定価格、取得金額、契約相手方についても、下段のほうに記載させていただいております。

続きまして、次の10ページをごらんください。

こちらは、加納委員からご請求をいただきました、四日市市総合体育館に整備を予定しております競技用の備品の一覧になります。

まず、15分の10ページにつきましては、体操器具を記載させていただきます。総合体育館で実施します三重とこわか国体の競技種目でありまして、また、東京オリンピックの事前キャンプに係る競技でもありますことから、国体開催基準及びオリンピック基準に適合した器具の購入になります。こちらが40号関係の備品になります。

続きまして、11ページのほうをごらんください。総合体育館、アリーナ、競技用フロアでは、最大3面のバスケットボールのコートが確保できます。競技につきましては、全国大会等の大規模大会やプロリーグの試合にも対応できるよう、備品を整備してまいります。また、競技に必要な各種表示機器等も整備してまいりたいと考えてございます。

続きまして、12ページをごらんください。ウエートリフティング機器でございます。こちらにつきましては、圏域を超えた競技会にも対応できますよう、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会の公認品を必要数、整備いたしていきたいと考えてございます。なお、トレーニング機器につきましては、競技力向上に必要な筋力等に資する器具を中心に、既存の器具を更新していくというものになります。

続きまして、13ページをごらんください。13ページ以降につきましては、今回の議案関係以外で購入する備品となります。新体操とかトランポリン、空手道、バレーボール、バドミントン、卓球、ハンドボール、レスリング、柔道、剣道に関する購入予定の備品を記載させていただいております。15ページまでとなります。

備品整備の考え方ですが、6月の協議会の際にもお話をさせていただきましたが、3点でございます。

1点目が、国体開催時点で備品メーカーが定める標準使用期間を経過しているものを更新していきたいと思っております。また、アリーナの規模が拡大しますもので、拡充が必要な備品について整備をしております。

2点目が、総合体育館で実施します三重とこわか国体の競技種目、体操とか空手道については国体開催基準に適合したものと、体操につきましては原則オリンピック基準にも適合したものを考えてございます。

3点目は、国体開催競技以外についても、全国大会等の大規模大会に対応をしてみたいと思います。また、バスケットボール、バレーボール等については、実業団リーグ等のプロレベルの大会にも対応できるものを購入してみたいと思います。

なお、これらの備品購入に当たりましては、各種目協会さんともヒアリングを行いながら、備品の購入品を選定してまいったところでございます。

説明については以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、まず、追加資料の分が第41号、42号、43号の部分でありますので、まず先に、こちらのほうの質疑から入らせていただきます。その他の第38号、39号は後ほどさせていただきますので。

それでは、三つの議案についてご質疑お願いしたいと思います。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございました。

予定価格の積算の根拠をということなんですけれども、他の自治体に聞き取ったサンプルの数はどれぐらいなんですか。

○ 村田スポーツ課長

5市程度となっております。

○ 森 康哲委員

その5市の平均をとったのか、または一番低い価格をとったのか。

○ 村田スポーツ課長

5市の中で結果を見まして、その一番低いところを参考にしてございます。

○ 森 康哲委員

これは、三つとも不調に終わって、協議の結果、落札されているんですけども、正常な形じゃないんですよね。正常な形の入札ではない落札結果になっているので、競争の原理が働いていない。せっかく他市の事例を調査して予定価格を決めたにもかかわらず、応札者に伝わっていない。応札者にとっては範囲外の予定価格になってしまっていて、後で協議をしたということになっているので、もともとの予定価格の平均値をとるべきだったんじゃないかなとは思いますが、その辺の考え方、どう考えているんですか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

冒頭、説明いたしました、予定価格の算定自体が調達契約課長のほうでやっておりますので、少し代理するような形で、私が答弁していいのかどうかというのも迷いながらのところなんです、ご指摘のように、結果から見ると、どこでとるべきだったかというのは、十分これから検討する必要があるものであると思います。

ただ、一つ、先ほどもちょっとご答弁申し上げましたが、案件が割と少ないというところで、拾いづらいというのもありましたし、平均値が妥当なのか、低いところで落ちたという実績があるということは、我々としてはできるだけ低いところという思いもあると。工事なんかのように、もともとの積算基準があればいいんですけども、こういった物品の場合というのはなかなかそういうものがないものですから、過去事例に基づいて予定価格を算定しておるといのが現状ではあると思うんですけども、結果から見たら何が妥当だったかというのは難しいところで、今後、精査、検討していく必要があろうかというふうには思っています。

結果として、実はこういった結果だったものですから、いろんな受注者の方にヒアリングも行ってまいりましたけれども、そうなのかというような意見は伺っていないんですが、メーカーさんから聞いた意見というのは、こういった公認品、認定品というのは値引きが少ないということだけはお伺いしております。

○ 森 康哲委員

やはりそういう業界の特殊な事情もあると思うので、その辺をよくよく調査した上で、こういう器具の購入というのは、予定価格の設定も、調達のほうに指示していただきたいと思えます。

意見として。

○ 伊藤嗣也委員

せっかく資料をつくってもらったので質問させていただきます。

先ほど部長から、調達契約課長があれしておったからどうこうとあったけど、これはあくまでもスポーツ課からの資料やから、それは、スポーツ課としてちゃんと答弁、答えていただかないかというふうに理解をしております。

その上で伺いますが、運搬搬入組立費についても改めてメーカーから見積もりをとったとあるんですけど、これは何者ですか。

○ 村田スポーツ課長

2者から見積もりをとってございます。

○ 伊藤嗣也委員

メーカーから直接見積もりがとれるということは、メーカーに直接発注できるということなんです。メーカーが見積もりを出す、どこであろうが、問屋であろうがメーカーであろうが、個人の商店であろうが、見積もりが出れば、そこへ注文できるというふうに理解をしておりますが、それが見積書だと思うんですが、それについてのお考えは。

○ 山口智也委員長

質問が余り理解できていないですけど、部長は答弁できますか。

○ 伊藤嗣也委員

一般的に物品等を購入する場合、物がありますよね、物があつてそれを運搬、トラック等、それから建物の中に搬入、組み立て、据えつけまでというのは、見積もり先がセットで出してくるものなんです。物だけ買うたって使えないわけですから、運搬、搬入、組み

つけ、据えつけというものは、セットで出てきますよ、一般的に。

なぜ、これを見ますと、予定価格で、運搬、搬入、組み立てだけメーカーからとっておるのかというところがわからない。メーカーから仮に出たら、メーカー指定をして見積もりをとっていると思うんですね。そうであるのであれば、私は、一般的にですよ、見積書を出すということは、注文がもらえるということになりますので、見積書は。これが、そのところの予定価格の部分で、なぜ運搬搬入組立費についてだけ、別でメーカーでとっているのか

○ **山口智也委員長**

見積もりを分けた理由を教えてください。

○ **森スポーツ・国体推進部長**

調達契約課で額を算定するためには、私どものほうで資料を出させていただいたわけなんですけど、まず、物品の値段というのは、カタログで定価が出ております。ですので、私どもが把握できるということに対して、これまでの実績の落札率なんかを掛けていったところ、落札率を資料として提出したというところなんですけど、こういった定価を見るときに、いわゆるこれだけの大きなものであると、通常のスーツ用品とは違う考え方で、現場で組み立てていただくかんならんとか、車渡りで後の運搬の金が要るとかという情報を得たものですから、あえてその部分だけ、私どもの積算の参考見積もりという形でメーカーのほうにお願いをしたというところがございます。

○ **伊藤嗣也委員**

参考見積もりなんですね、わかりました。そこはわかりやすく書いておいてもらったほうがええかな。誤解を招くので。

それから、もう一つわからないのが、他の自治体5市に聞いているわけですよ。その5市も同じように運搬搬入組立費は見積もりをとって発注をしておるわけですよ。そこでわかるはずなんですけど。

○ **森スポーツ・国体推進部長**

この5市の選び方もなかなか情報が難しくて、インターネットで探していたんですが、

そこには運搬、搬入の考え方は基本的にはありませんでした。というのも、これだけの大規模な納品の案件がほぼなかったというのが実態でございます。

○ 伊藤嗣也委員

余りわからんでこれぐらいにしますけど、要は、国体というのは毎年やっておるわけやね。要は、こんなの買っている自治体がないのも四日市だけというのもおかしな話だし。今も、他の自治体5市についてインターネットで調べたというが、もう少し自治体間の連携というか、問い合わせをきちっと僕はやるべきだと思うんですね。

ですから、予定価格、例えば体操器具の予定価格2628万4000円とありますが、これ、予定価格ですが、器具・機器の価格と運搬搬入組立費に分けて教えてもらえませんか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

金額ということですか。

○ 伊藤嗣也委員

予定価格は他市5市で掛け率があって算出した額ですよ。それから、運搬搬入組立費はメーカーから参考見積もりをとったんですよ。それで、この金額が1000円の単位まで出ているわけですよ。これのそれぞれの値段を教えてください。

○ 森スポーツ・国体推進部長

後ほど資料として提出することはできると思うんですが、公開の場で内訳が出ると割り戻すと結果が出てきてしまうものですから、契約議案が通るまで、もしくはほかの入札が終わるまで待っていただければというふうに思います。

○ 山口智也委員長

伊藤委員、よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

予定価格やでそんなにシビアじゃないと思うたので、私は取得金額や契約相手方まで書いてあるのに、たかが参考価格である予定価格を今言えないという部長の答弁ですので、

よほどのことがあるのであろうと思うけど、それはこれ以上やめますけれども、私は、別に問題はないというふうに思っておるということだけ申し上げて終わりたいと思います。

○ 山口智也委員長

資料は求めるということで。その議案が通った後。

○ 伊藤嗣也委員

そうですね、そういうことです。済みません。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

今、部長が言ったところの、他に影響を及ぼすであろう競技用備品一覧をまとめていただきましたので、そのことについてお伺いしたいと思います。バレーボールのところのほうで一つ、二つ確認させてください。

5ページになります。15分の13ページのところ、1点の確認は6番にある9人制女子用ネットというのは、家庭婦人、ママさんバレー対応の、下に白帯がないネットということの確認でよろしいですね。

○ 村田スポーツ課長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

それは、ありがとうございます。

それと、バレーボールに関して、ここに出てきていないし、出ないんだろうなどは思っていたんですが、シッティングバレー用のって考えなかったですか。

○ 村田スポーツ課長

現在のところ、冒頭、考え方のところでもご説明させていただきましたけれども、今あ

る既存の備品の更新というところと、国体に向けて必要となる、あるいは、オリンピック等の事前キャンプ等で必要となる備品を整備していくということで、そこを中心に整備させていただいているというところでございます。

○ 加納康樹委員

だけど、皆さんまだぴんときていないとは思いますが、東京パラリンピックでシッティングバレーボールというのは今までもパラリンピック種目であるんですが、多分、東京でやると、シッティングバレーというのはかなり注目を集めることになると思うので、願わくば東京パラリンピックに間に合わせる形でシッティングバレーの用意ができれば四日市の体育館でシッティングバレーができるんだということでいいアピールになってくると思うので、ぜひ部内で一度シッティングバレーというものを研究もしていただいて、多分それに対応している体育館ってそうはないんですよ。日本全国でまだまだ少ないので、だからこそやるべき価値はあるのかなと、私は大変そういう思いがあるので、まずは一度部内で、このタイミングとは言いませんが、ご検討もいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

今回、器具を検討するに当たって、実は各種障害者スポーツとか、新しいニュースポーツの関係も検討はしましたが、限られた予算の中で、今あるものを更新するのはいっぱいいっぱいというのが現実でございます。

ただ、加納委員がおっしゃられたように、その辺は今後、どういったものに進めていくかということの中で、改めて選定、購入に向けた努力はしていきたいというふうに思います。必要に応じてということですが。

○ 加納康樹委員

ぜひ、前向きに一度、庁内検討をいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

委員長、ずれておったらとめてください。

動産の取得で、車なんかを買いかえる場合、中古で販売しますよね。今回、取得に際して、例えば今あるもので、売却できるものは下取りに出すとか、そういうようなのは検討されたのかされていないのか、するのか。何も資料に載っていませんもんで、ちょっとよろしく、外れていなかったらご答弁いただきたいです。

○ 山口智也委員長

外れていないと思います。

○ 村田スポーツ課長

不用品となりましたものの備品の対応につきましては、各部局で必要となる部署に調査をかけまして、うちの部局で必要だということに配付をさせていただいていると。それ以外に不用となってきたものについては廃棄するという考え方でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

そうすると、市役所の中でこれらが必要な部局があったものということで、売却はせずにそちらで使っていただくというふうなことで、そうしますと、運搬費用とかいうのは、その部署で持ってもらおうということで、売却するものはないという理解でええわけですね。

○ 村田スポーツ課長

そのとおりでございます。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、この3議案以外の残りの2議案、第38、39についてもご質疑いただきたいと思います。

特にございませんでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ご質疑は特にございませんので、討論に移らせていただきます。

討論がありましたら、ご発言いただきたいと思います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので、採決に移ります。

議案第38号工事請負契約の締結について一中央緑地陸上競技場外構整備工事一、議案第39号工事請負契約の変更について一中央緑地新体育館建設工事一、議案第40号動産の取得について一体操器具、その他器具一式一、議案第41号動産の取得について一バスケットボール器具、その他機器一式一、議案第42号動産の取得について一ウエイトリフティング器具・トレーニング器具、その他器具一式一につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第38号 工事請負契約の締結について一中央緑地陸上競技場外構整備工事一、議案第39号 工事請負契約の変更について一中央緑地新体育館建設工事一、議案第40号 動産の取得について一体操器具、その他器具一式一、議案

第41号動産の取得について一バスケットボール器具、その他機器一式一、議案第42号 動産の取得について一ウエイトリフティング器具・トレーニング器具、その他器具一式一について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、以上でスポーツ・国体推進部の所管事項は全て終了となります。大変お疲れさまでした。

それでは、一旦、休憩を入れさせていただきます。再開は11時10分とさせていただきます。

10 : 58 休憩

11 : 08 再開

○ 山口智也委員長

それでは、少し早いですけれども、皆さんおられますので再開をさせていただきます。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

○ 山口智也委員長

ここからは、決算常任委員会都市・環境分科会として、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定に係る環境部所管部分の審査を行ってまいります。

それでは、まず初めに部長のほうより、ご挨拶お願いいたします。

○ 田中環境部長

環境部長、田中でございます。

今回は、決算の認定それから補正予算それから議案という形で上げさせていただいております。審議のほうどうかよろしく願いいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、決算の部分で委員のほうから聴取会で資料請求が幾つかありましたので、そちらの説明からお願いしたいと思います。

○ 市川環境保全課長

環境保全課、市川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

タブレット端末07都市・環境常任委員会、004環境部（関係資料）の21分の4ページをお開きください。

○ 山口智也委員長

皆さんよろしいでしょうか。

それではお願いします。

○ 市川環境保全課長

移動測定車によります大気測定結果でございます。

移動測定車によります測定を、平成29年度及び平成30年度に羽津中学校及び水沢浄水場で測定を行いました。現在、市内の大気汚染常時監視測定局は、下の配置図面でございますように、黒い丸でお示しする11カ所の測定局で常時監視を行っておりますが、今年度に適正配置を検討するに当たりまして、主要道路の延伸によります影響、また、コンビナーの新增設などの影響を確認するために、星印でお示ししております羽津中学校及び水沢浄水場の2カ所で、平成29年度には夏季及び冬季、そして平成30年度には春季及び秋季の各季節ごとに1週間ずつ測定を実施いたしました。測定項目は、主な大気汚染物質であります二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質のほか、風向、風速を測定いたしました。この測定には移動測定車といいまして、写真のようにトラックの荷台に常時監視測定局で測定しております機器と同じ性能の測定器を乗せて、それぞれの場所で大気汚染

物質の測定を行いました。

次のページ、21分の5ページをごらんください。

移動測定車によります測定結果でございます。

①の二酸化硫黄でございますが、この物質は主に石炭や石油などの化石燃料の燃焼の際に発生し、気管支ぜんそくの原因物質の一つでもあります。現在、8局の常時監視測定局で監視をしてございます。今回、移動測定車で測定した結果は、常時監視測定局の結果と比較いたしましても大きな差異はなく、2 ppbから4 ppbで推移しており、三重県の環境保全目標値であります17ppbを大きく下回っておるという結果でございます。

続きまして、②の二酸化窒素でございます。この物質はものが高温で燃焼した際に発生し、高温のときに人の呼吸器に悪影響を与えるというふうに言われております。現在、11の測定局全てで測定を実施しておりますが、今回の移動測定車で測定いたしました2カ所とも、伊坂測定局や納屋測定局などの自排局の結果よりも低く、一般局と同程度の結果でございます。特に水沢浄水場におきましては低い濃度結果でありました。

③の浮遊粒子状物質でございますが、この物質は大気中に浮遊する粒子状物質のうち、有形が10 μm以下のものを言います。微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管などに入り込んで、呼吸器に影響を及ぼすというふうに言われてございます。現在、二酸化窒素と同様に、全ての常時監視測定局で測定をしてございますが、今回、移動測定車で測定した2地点とも低い濃度という結果でございます。

4の風向、風速の結果でございますが、今回測定しました期間、夏が主に南南東の風、夏以外は北寄りの風から西寄りの風ということでございました。

続きまして、考察でございますが、移動測定車によります2カ所の測定結果は、市内の常時監視測定局の結果と比較いたしましても、同水準もしくは低い測定結果であったというところがございます。現在、移動測定車によります測定結果及びこれまでの常時監視測定結果とあわせて検証し、今年度中に適正配置計画をまとめてまいりたいと考えてございます。

次のページ、21分の6ページをお開きください。

このグラフは常時監視測定局で測定しております二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、昭和40年代からの経年変化と全国の大気汚染の状況を比較した結果でございます。青い四角が全国の平均値でございますが、市内の大気汚染の状況は3物質とも環境基準以下でもあり、全国の平均値と比べましても低い濃度で推移をしており、良好な

大気環境を保っておるという状況でございます。

続きまして、21分の9ページをお開きください。

海域におけますCODの測定結果でございます。議案聴取会の際に、各地点の平均値と海域におけますCODの年平均値の経年変化のグラフの相違がございました。海域の測定は年4回行っておりますが、測定結果の年度がちょっとグラフの反映とずれてございました。改めて、修正したグラフを載せさせていただきますので、よろしくお願いたします。また、測定結果につきましては、前回のご報告どおり横ばい傾向で推移しておるという状況でございます。

続きまして、21分の10ページをごらんください。

苦情対応の状況でございます。

環境保全課の苦情への対応についてでございますが、昨年度196件の苦情が寄せられてございます。内訳につきましては、先日の議案聴取会の際にご説明申し上げましたが、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、多岐にわたっておるという状況でございます。

そういったさまざまな苦情に対しまして、電話や窓口で苦情の状況を聞き取り、原因を究明するために、原則現地に出向いて状況を確認してございます。そして、苦情の原因を突きとめた上、原因者に指導やお願いをしておるところでございます。ここにお示している苦情対応のフロー図には、さまざまな対応のパターンをお示ししてございます。

まず、原因が判明した場合の対応についてでございます。

法令に基づく規制等があり、指導が可能な事業所の対応でございます。これは苦情対応全体の約23%に当たりますが、ほとんどが野外焼却による法令違反による対応でございます。野外焼却につきましては、一定の基準が満たされていない焼却炉でごみを燃やすことは、法律で禁止されてございます。このことから、適正なごみ処理を指導しているところでございます。また、環境法令に基づく施設を設置している事業所でございますが、例えば、騒音や振動などを発生する施設を所有している事業者は、法令に基づいて届け出の義務があり、そういった事業所は敷地境界での排出基準値が設定されてございます。その規制値の遵守状況を確認するとともに、苦情が発生したことを事業者に伝え、超過している場合には指導しておるところでございます。

もう一つが、環境法令に基づいて指導できない事業所がございまして、苦情対応全体の約58%に当たりますが、こういった事業所につきましては、規制に該当する対象施設を設置していないということから、規制基準がございませんので、苦情者がお困りになっている

という内容を発生原因者に伝え、周辺環境への影響を軽減するようお願いしているというところがございます。

また、現地に出向いて確認したものの、苦情のもととなる原因が不明な場合もございます。例えば、このフロー図には油膜の回収などと記載させていただいておりますが、汚染原因者が不明であるものの、汚染物の除去等、関係部局と連携し、原状の回復に努めておるといふことでございます。

次の21分の11ページをごらんください。

主な苦情の内容及び対応の事例を紹介いたします。

一番上は悪臭苦情に対する対応でございます。苦情申立者から、金属塗装に伴う液体の粒子の飛散とシンナー臭について、市へ連絡がございました。現地に出向いて確認をしたところ、事業者は屋外でさび防止等の吹きつけ作業を行っていたということから、そういった作業について屋内で作業し環境へ配慮してもらうよう依頼し、改善した事例でございます。

二つ目が建物の解体に伴う騒音や振動、粉じんに対する対応でございます。騒音に対しては、使用していた重機の出力を極力上げずに作業すること、また、振動に対しましては、コンクリート砕く、削岩機の使用を極力抑え、クラッシャーなどを使用することにより振動を抑えるようお願いをいたしました。また、粉じんに対しましては、小まめに散水し粉じんが発生しないよう、対策を講じるようお願いをしたというところでございます。

次に三つ目、四つ目の苦情でございますが、野外焼却に伴います苦情でございます。家庭から発生した段ボールを1斗缶で焼却していたため、適正にごみ出しをするよう指導をいたしました。また、その下の事業者の指導につきましては、紙くずをドラム缶で焼却していることを事業者が認めたため、適正に処理するよう指導したというところでございます。

次に水質の苦情2件でございます。

一つ目が河川の白濁についてでございます。住民の方から河川が白濁している旨の連絡をいただきました。現地に出向いて、白濁した河川水を採水して簡易な水質測定を行ったところ、異常な数値は検出されなかったものの、上流にさかのぼって調査したところ、ある事業者から白濁水が流出していることを確認できたため、その事業者に立ち入りし、改善を指導し、白濁水の流出がおさまったという事例でございます。

また、河川に油のようなものが流れているといった調査依頼の件ですけれども、現地で

油を吸着マットで回収するとともに、周辺の事業所、事業者から油の流出の確認をしたため、その事業者に立ち入りし、油水分離槽の清掃、また、河川の油の回収を指導いたしました。

このようにさまざまな苦情をいただいている中、なるべく解決に至るよう対応しているというところでございます。

続きまして、21分の12ページ。

公害健康福祉事業及び環境保健予防事業につきまして、平成29年度実施のときと比較して、参加人数などが増加している要因についてご説明をいたします。

まず、家庭療養指導についてございますが、この事業は四日市公害の被認定者の福祉の向上を図るために、保健師によります日常的な生活指導や保健指導を行っております。認定被害者宅への家庭訪問や電話によります相談、また、市役所に来ていただいたときにあわせて聞き取りを行うなど、対象者ご本人が希望する方法で相談に乗っておると、相談をいただいておりますという状況でございます。延べの相談実績でございますが、一昨年度の187名と比べ大幅に増加しております。この要因といたしましては、認定患者の生活スタイルのニーズに合わせ、電話したり訪問するなどアプローチをした結果、相談する機会が増加し、相談人数の増加につながりました。

続きまして、環境保健健康診査、アレルギー相談事業でございます。この事業は、こども保健福祉課が実施している1歳6か月、3歳児健診の際に、その場所の一部をお借りして実施している事業でございます。健診にお越しいただいた方、全員にアレルギー相談事業を紹介するとともに、アンケート調査の中からアレルギー疾患の可能性のある幼児をスクリーニングして、アレルギー相談の参加呼びかけを行い、希望者には医師によります診察や保健師、栄養士によります個別相談などを実施しております。相談実績が増加した要因でございますが、健診の際に提出していただくアンケート用紙から、素因児と申しまして、アレルギーを発症する可能性のある幼児を抽出いたしまして、より多くの保護者にアレルギー相談事業を紹介させていただくとともに、アレルギー疾患に不安があったり知識を得たいという保護者にもこの事業を紹介した結果、さらに参加者が増加したということでございます。

21分の13ページをごらんください。

チャレンジ・デイキャンプ事業でございます。この事業はぜんそくの素因を持つ5歳児及び小学生及びそのご家族を対象に、アレルギー専門医の指導のもと、対象児それぞれの

ぜんそく症状を評価し、体験学習や運動療法を通してぜんそくの改善を目指すといった事業でございます。内容といたしましては、専門医によります医学的な調査として、まず事前評価を実施いたします。その際に、呼吸抵抗測定や運動負荷試験などを行い、個々のぜんそくの症状を評価いたします。その後、日を変えて体験学習や運動などを2回開催し、最後に事後評価といたしまして、事前評価の際に行った呼吸抵抗測定などを実施して、その評価結果に基づいて、今後の日常生活の工夫や改善に向けたアドバイスを行ってまいります。参加実績が伸びた要因でございますが、平成29年度までは対象の年齢を小学生としておりましたが、昨年度からは1歳引き下げて5歳児からにしたこと、そして、ぜんそくが発症しなくてもぜんそくが気になる児童を参加要件としたこと、また、医療機関や小学校からの参加勧奨等の協力強化を図った結果、参加者の増加につながりました。

今年度につきましても、昨年度以上により多くの方々に参加していただけるよう努力してまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 山口環境部次長

環境部次長の山口です。よろしくお願いいたします。

続きまして、四日市公害と環境未来館の追加費用についてご報告させていただきます。

21分の14ページをごらんください。

こちらは、小田委員よりエコパートナーに登録している団体、個人の名称がわかる資料ということでご用意させていただきました。エコパートナーにつきましては、参考として下のほうに登録制度の要綱を抜粋して記載させていただいております。環境先進都市の実現に向けまして、市民、市民活動団体、それから事業者等との協働を推進するための登録制度として平成27年2月に施行したものでございます。平成30年度では、ごらんのとおり51団体となっております。

続きまして、21分の15ページをごらんください。

こちらは、小林委員より請求いただきました特別展における観覧者数の内訳についてお答えするものです。平成30年11月3日から12月9日までの実日数32日間での観覧者数は、2451人でした。全体の約6割の1479人が子供及びその引率者となっております。また、観覧者からアンケートにて回答いただいた内容からは、全体の55%が市内、33%が県内他市町、それから12%弱が県外から来られた方となっております。

説明は以上です。

○ 中山生活環境課長

生活環境課長の中山でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、21分の16ページ以降となります。順次ご説明申し上げます。

まず、加納委員からご請求のありました、資源物の持ち去りに対する指導等が前年度より減少した理由に関する資料ということで、まとめさせていただきました。

1番としまして、指導等の件数の平成28年度からの推移をお示ししておりますが、加納委員のご指摘のとおり、平成29年度に比べまして平成30年度は減少をしております。

加納委員からは、その理由が説明できる資料をということでございまして、大きく3点ほど理由を記載させていただいております。まず、1点目ですが、我々市職員は警察官とは異なり、職務質問や威力による制圧を行うことができず、3点目にもありますが、平成29年度の職員の事故、負傷を受けまして、警察当局からもそのような行動は慎むよう強く指導を受けたというものであります。次に2点目としまして、これまで行ってきたパトロールの方法、例えば相手車両の制止や追跡といった行為が、相手方を刺激し、逃走を図るため、交通法規を無視した危険な運転により、無関係の車両や歩行者を巻き込む事故を誘発しかねないといった警察からの指摘を受けているというものであります。3点目としまして、先ほども申しましたが、これまでも持ち去りの行為者からの威圧的な言動により、職員が身の危険を感じる事が頻繁にあったわけではありますが、現実には職員が暴行を受けて負傷する事案が、平成29年度に発生をしたということでもあります。

こういったことから、現在は持ち去り行為を現認した場合でも、行為者がこちらの指示に従わず逃走を図った場合は対応が困難となり、結果指導等の件数が減少したものでございます。

ただ、私どもも、せつかく市民の皆様が置き場に出していただいた資源物を持ち去るといった行為には、憤然たる思いを持っております。加納委員からは手ぬるいのご指摘を受けるかもしれませんが、現在の取り組みとしましては、本市を管轄する各警察署の署長や担当職員の方にお会いしまして、パトロールの強化をお願いしたり、また、一般の方から持ち去り行為の通報があった場合は、職員が現場に赴き、お話をお聞きして、その情報を警察当局と共有するといったことも行っております。また、持ち去り行為の主な対象である紙類について、早目に収集することで持ち去られないようにするという取り組みも今

年度から実施しております。さらに、持ち去り行為の防止強化とあわせて、職員の安全にも配慮すべきとの市議会の皆様からの指摘を踏まえ、本年7月から民間の警備会社に委託し、パトロールを強化しておるところでございます。

最後に、今後の取り組みといたしまして、これまでも推進しておりました助成金制度を活用した自治会等による集団回収、あるいは市内各所に点在しております民間の回収ステーションの利用をさらに促すことで、最も被害の大きい古紙の集積場からの持ち去りを抑止していきたいと考えております。

続きまして、資料の21分の17をお願いいたします。

副委員長からご請求のありました不法投棄の監視カメラの設置場所とその効果の検証ということで、カメラの設置場所周辺における直近3年間の不法投棄件数の推移をお示ししております。監視カメラにつきましては、過去に不法投棄が多く発生した地点を中心に設置しております。現在のところ、資料でございますように24台のカメラを設置しております。

また、効果の検証ということですが、実際には監視カメラの設置による効果だけを明らかにするという事はなかなかできないところでもありまして、カメラの設置場所周辺の不法投棄件数を記載させていただきました。平成30年度におきます市内全域での不法投棄件数は1744件で、前年度を42件上回ったわけではありますが、監視カメラの設置場所に関しましては前年度から半減しており、一定の効果があったと見ることもできます。しかし、平成28年度から平成29年度にかけてはやや増えておりまして、監視カメラの設置による効果がどれほどあるのかを客観的にお示しすることは困難でありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。ただ、監視カメラによる抑止効果はあるものと考えており、今後も巡回パトロールとあわせまして、必要な箇所にはカメラの増設を行ってまいりたいと考えております。

次に資料21分の18でございますが、し尿の収集に関連しまして、森委員からご請求のありました合特事業者への発注実績でございますが、まず、合理化事業計画や代替業務について簡単にご説明いたします。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、非常に長い法律名ですが、これを略して合特法と言っておりますけれども、こういった法律がございます。この法律は下水道の整備が進むことで、従来の浄化槽のメンテナンスやし尿のくみ取りといった仕事を失う事業者さんに対しまして、地方自治体がかわりの業務、すなわち代替業務を発注することを認めた法律で、経営難によって事業者

が撤退することで、下水道に接続されていないご家庭など、市民生活に支障が出ることを防ぐために、昭和50年に施行されました。この法律の規定に基づきまして、本市は合理化事業計画を策定した上で、平成30年度におきましては、合計で5億7981万9212円の代替業務を発注しております。

最後に資料21分の19をお願いいたします。

加納委員からご請求のありましたクリーンセンター周辺の環境整備事業に係る決算額でございます。予算現額が1417万6000円余に対しまして、決算額は817万1000円余となっております。事業内容はクリーンセンターがございます垂坂町地内の除草や水路清掃などのほか、河川排水課が施工する米洗川の改修工事にあわせまして、複断面化工事を実施いたしました。いずれも地元要望を受けて行ったものでございます。

先ほど申し上げました予算額と決算額に600万円ほどの開きがございますが、これにつきましては、道路整備課が施工を予定しておりました垂坂1号線道路整備工事にあわせまして、隣接する岩川の改良を予定しておりましたが、道路用地の取得に日数を要したため、今年度、令和元年度に事業繰り越しを行ったものであります。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

追加資料は以上です。

それでは、追加資料の分から質疑をさせていただきたいと思えます。

それでは、質疑がございましたらお願いしたいと思えます。

○ 加納康樹委員

それぞれありがとうございます。

まず最初、21分の12ページから確認をさせていただきたいと思えます。

それぞれの増加要因のほうをお示しいただきありがとうございます。まず、気になったところが、環境保健健康診査、アレルギー健康相談事業のところ、実績で平成30年と平成29年の参加者数の内訳、そして要因等をお示しいただいたんですが、アレルギー健康相談のところを見ると定員が20名なのに参加が49名だったり、平成30年度は定員が20名なのに参加が89名で、こんなにさばけたんですか気になるんですが、どういう現場の状況なんで

しょうか。

○ 市川環境保全課長

アレルギー健康相談につきましては、これは医師に協力を得て、医師の診断、個別相談というのを行ってございます。非常に募集したところ、希望者が多かったというところで、医師のほうにお願いをして、何とか希望者がたくさんおるのでちょっと時間を延長して協力いただけないかと、診察していただけないかというお願いをして実施してまいったというところがございます。

○ 加納康樹委員

とはいえ相当、定員20名のところ、もう本当に4倍、4.5倍ぐらいの人数で相当診ていただきたい方もお待ちいただいたことになったんでしょうか、どんな現場だったですか。

○ 中村環境保全課公害保健係長

この定員は、年間6回行っておりますアレルギー健康相談事業の毎回ごとの定員になっております。申込者数、参加者数は6回分の合計の申込者数、参加者数になっておりますので、毎回は20名定員には満たないような形での参加者になっております。さらに、今課長が説明させていただいたのは、今年度さらにさらにご希望される方がふえておまして、定員を25名にふやして今年度はやっているんですが、それを超えて45名、6名ぐらいの申し込みが毎回ございまして、それで担当のドクターにお願いしまして、受け入れを拡大させてもらって、三十数名を毎回診ていただいて、相談させていただいているという現状になっております。

○ 加納康樹委員

わかりましたけど、計何回なのというのをわかるように表示しておいていただけると、この質疑はなかったわけで、よろしく申し上げます。

同じようなことになるかもしれませんが、次のページのチャレンジ・デイキャンプ事業についてです。こちらのほうが、延べ参加者数のところを見ると、計4回で180人という数字をお出しいただいているんですが、これも同じく定員が20人で、計4回だから参加児童の数を見れば20人で収まっているんだなということは理解ができるんですが、180人と

いう数字をこの事業の成果として出すのはどうかなと思って。

180人というのは保護者が92人、付き添い1人も含んだ数字なのに、この事業の参加者数の表示が180人、前年は48人となっているのはおかしいんじゃないかなど。成果としては、この場合平成30年は72人、平成29年なら21人というのを成果として我々に示すべきなんじゃないんでしょうか。何でこういう数字の拾い方になっているんでしょうか。

○ 市川環境保全課長

定員20名、これはあくまでも児童の方の定員でございます。チャレンジ・デイキャンプと申しますのは、子供がぜんそくの方がもちろん対象ではございますが、やはり家庭での治療、保護者の方の指導も非常に重要なことになってございます。保護者の方はお子様を見られておる中で、日々の不安も治療方法もさまざま疑問なり対応を日々検討しておる中で、保護者の方への相談なり、医師からの指導というのは非常に重要なことと考えてございますので、そういった児童と保護者というのは一体的にやはり評価すべきではなかろうかというところで、このように記載させていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

それだけ聞けばわかりましたと言いたいんですけど、では、保護者の方と一緒にという考え方を、前に質問をしたアレルギー健康相談のところとどういうふうな整合性をもって説明しますか。

○ 市川環境保全課長

確かにアレルギー相談、これは定員というところで保護者とのセットの数を記載させていただいてございますので、やはり別事業ということもあって、このような評価をさせていただいてはおるところではございますが、そのあたりの人数の評価というのも検討させていただいて、来年は実績のほうにきっちりとわかるように記載をさせていただきたいなと思ってございます。

○ 加納康樹委員

ぜひそのようにお願いをします。それぞれ数字が伸びているというのは、市民の皆さんが不安に思っているところを、タイムリーに行政側がそのサービスを提供していった伸び

ているのは大変いいことだと思いますが、決算なので数字の示し方というのが、基準がないのでは困りますので、ぜひ、今課長おっしゃっていただいたように来年以降はよろしくお願いをいたします。

次の16ページの持ち去りのところに関しましては、ご説明いただいて、いろいろと苦渋なところはよくわかりました。私としてはコメントはしません。もし皆さんがあれば、後ほどよろしくお願いをいたします。

あと、最後が19ページのところの周辺環境整備事業です。ご説明はいただいたんですけど、手元にある分だけでいいんですが、平成30年度の800万何がし円の金額を示しながら、もう一度、前年度何を施したのかというところを、改めてご説明いただけませんか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

決算額817万1000円余の内容でございますが、まず、委託と工事請負と二つございます。委託、内容は除草業務であるとか水路清掃、支障木の伐採といったものでございますが、こちらが280万3000円余、それから、工事請負費のほうが米洗川の河川改良工事としまして536万7000円余、こういった執行状況でございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

もう少し、具体的にどんなことだったのかが、もうちょっと詳しく説明できませんか。

○ 山口智也委員長

委託分と工事請負、もう少し具体的に、詳細にお願いします。

○ 中山生活環境課長

場所としましては、垂坂町内のあらゆるところに点在をしておる川であったり道路であったり、そういったところののり面の除草等も入っていますので、場所をこのあたりと特定はなかなか難しいんですけど、委託業務でいうと9件ほどございます。これをタイトルと金額だけになりますけど、申し上げてよろしいでしょうか。

それでは、垂坂町の水路清掃業務委託としまして15万円余り、それから、垂坂町の五反田道、字名ですけれども、こちらのほかこのあたりの除草業務委託としまして29万円余り、それから、同じく垂坂町の岩ヶ谷道ほか除草業務委託としまして、これも29万7000円、それから、垂坂町の除草業務が、幾つかのエリアに分かれておりまして、三つほどのエリアに分けて発注いたしておりますが、それぞれ38万2000円余、29万7000円、49万6800円、それから、支障木の伐採としまして、これもいろんなエリアがございますので、ある程度エリアを絞りまして三つほどに分けて発注しております、それぞれ29万7000円が3件ということで、合計しまして280万3464円という金額になってございます。それから、工事請負費の米洗川の河川改良工事ですけれども、これは1件で536万7600円というところでございますが、内容は米洗川の底を複断面化といいまして、水量が少ないときには細い水路のほうを流して、水の流れを多少なりとも確保して汚れ等が滞留することを防ぐという効果でもって、複断面化という工法がございまして、こちらのほうに取り組みをさせていただきました。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

前年度の比較で除草の箇所を答弁してもらったんですけど、ほかの地区と比べると若干手厚く除草をしているんだよってそんなぐらいの感覚なんでしょうか。ほかにも別に除草をするところはしていると思うんですけど、若干手厚い感じ。

○ 中山生活環境課長

大変主観で恐縮なんですけど、若干よりももうちょっと上かなという感じは持っております。あくまで主観でございますので申しわけございません。

○ 森 康哲委員

まず、移動測定車のほうでございます。結果なんですけれども、ほぼほかのところと測定結果は変わらない、もしくは低い値が観測されたということなんですけれども、そもそも移動観測車を出して、今11カ所ある測定値の配置の見直しをしたらどうかというので、こういう測定をしてみたんだと思うんですけど、例えば、富田地区にある北消防署と北星高校、これ、同じ地区内に2カ所、近い場所に測定観測所がある。これのどちらかを

ほかの場所に移したらどうかというので、羽津中学校のところを調べていただいたと思うんですけども、地元の羽津地区からの要望は違う場所やったんですよね。羽津中学校じゃなくて、いかるがや羽津北小学校あたりで調べてほしいというふうな要望があったと思いますけれども、認識不足なんですかね。

○ 市川環境保全課長

移動測定車の、特に羽津の監視測定場所でございますけれども、やはり先ほどご説明申しましたように、コンビナートの新增設に伴います影響を把握したいという思いで、羽津地区に移動測定車を地元のほうにもどころが望ましいんだらうというところで、当時の役員さんにご要望を聞いたところ、羽津中学校でいいんじゃないかと意見をいただいて、その場所に決定したというふうなことでございます。

それともう一点、今回の移動測定車の測定の目的でございますけれども、常時監視測定局の配置替えではございませんで、あくまでも現在の状況を把握した上で、適切な測定場所と申しますか、市の測定局というのは現在11局ございます。その11局の考え方でございますが、一般監視測定局というのと自動車排ガス測定局、一般監視局は7局で、自動車排ガス測定局が4局ということで、一般環境大気測定局といいますのは、コンビナートなど事業者から出る排ガスの影響を感知するために設置してございます。自動車排ガス測定局といいますのは、あくまでも自動車の排ガスによる影響を監視している測定ということで、自動車沿線、国道23号なり国道1号、そして高速道路に設置しておるというところでございます。

今回、なぜ見直そうかということに関しましては、昭和30年代から昭和40年代というのは、やはり高度経済成長の産業拡大というところで、コンビナート、産業界からの大気汚染の要因というのが非常に大きな原因だったわけですけども、昭和50年代に入ると、環境法令の規制とか効果的な事業者独自の環境対策によりまして、産業界からの影響は大幅に改善をされ、現在ではさらに低減されておるという状況でございます。そういったことで、本市は平成14年に適正配置というのを検討して、当時、一般監視測定局を減らして、どちらかという自動車排ガス測定局の数を増やすというような配置にしてまいりました。そこで、それ以降十数年たっておるというところで、再度配置計画を検討するということで、今回移動測定車の測定をしたというところでございます。

○ 森 康哲委員

羽津地区からこういう要望があるということは原因があるわけですよ。なぜそういう声上がるか、それは市民が不安になる要因があって、例えば、いかるがでいうとクリーンセンターが改築前、かなり異臭を伴う事案が、特に夏場の朝早くに現象が見られると。役所のほうに通報すると、その現象は解消されてから見てもらうことになるので、常時監視できるような観測所はできないかというのが発端なんです。

また、羽津北小学校周辺というのは、晴れているにもかかわらず雨が降る、何か大気中に雨の原因になるものが浮遊しているんじゃないかな。雨ならまだいいんですけど、泡が降ってくる時もある。これは私も経験しましたが、車のボンネットに泡が乗っておると、何の泡かわからん。そういう事象が羽津地区内で多々見られたからそういう声になって、観測所を北消防署や北星高校近隣に2カ所あるだけでは、羽津地区の中の状態はわかりづらいと、だから調べてよという話だったと思いますよ。その辺ずれているんじゃないですか。

○ 山口智也委員長

そういった羽津地区からの要望も受けてのこの配置の見直しというところも頭にあったんでしょうか。

○ 市川環境保全課長

羽津地区と申しますか、実は第3コンビナートで霞協議会というのがございます。それはコンビナートの代表者、地域の代表者、我々行政が入って新增設計画なりさまざまな防災に対する協議をする場ではございますけれども、その場で羽津の委員の方から常時監視の測定局というようなご意見はございました。

ただし、測定局と申しますのは、確かにそれは影響を見るためには必要ではございますが、私ども、11局はむやみやたらにそこを測定しておるということではなくて、やはり大気汚染というのは点ではなくて広い面で影響を及ぼすものでございます。特にPM2.5なんかは最近大陸からの影響というのも騒がれておる中で、羽津地区のここの場所というよりも広い範囲、広範囲で影響を及ぼすということもありますので、今、そのような配置計画に基づいて測定しておるということでございます。

また、国のほうも常時監視の測定のマニュアル、これは大気汚染防止法の事務処理基準

というのに定められてございますけれども、やはり一般局と自排局を設置する必要がある、そして、同一の地点で継続して監視する必要があるというところもございますので、今測定しておる場所を移動するというようなことではなくて、やはり経年的にずっと大気汚染物質をはかるというのは必要というふうに定められておりますので、それに基づいても私もはかっておるといふ状況でございます。

○ 森 康哲委員

だから今説明した2カ所の事案に対して尋ねてもわかりませんという答えしか返ってこないから調べてくださいというふうに言っている。その辺がずれている、そもそも論が違うんです。もう一つ言うと、第2コンビナートの場合は、じゃ、どの辺に測定されるんですか。

○ 市川環境保全課長

第2コンビナートも含めまして、トータル的に今の一般監視測定局で把握できるというふうに思っております。例えば、納屋は自動車排ガス測定局というふうに申しましたが、納屋の測定局には自動車によるNO_xとかSPM以外にも、SO₂の測定する物質、もしくは炭化水素を測定する測定機器も設けてございます。そういったことから、第2コンビナートも含めて監視できるというふうに考えておるといふところでございます。

○ 森 康哲委員

最後にしますけど、やはり地元からの声をそうやって曲げて、あたかもやっていますよというだけの結果を示すのは、せつかく移動車を出して測定をしていただいたので、その辺のところのニーズに合った考え方に修正していただきたいと思っております。

○ 山口智也委員長

修正をしていただきたいというご意見ですか。

○ 森 康哲委員

いや、考え方。

○ 山口智也委員長

考え方で。

○ 小林博次委員

関連させてもらっていい。

垂坂のほうのごみの焼却場、名前はクリーンセンターやけど、あのあたりの排ガスとかそういうものをどうやって測定しているの。これ、常時監視しないと問題があると思っ
ているんやけど。

○ 中山生活環境課長

クリーンセンターにつきましては、独自にクリーンセンターのほうで、排ガスのいろん
な有害物質等々も含めましてモニタリングをしているという状況でございます。

○ 小林博次委員

そんなとろくさいことではあかんから、きちっと監視して、住民に報告する義務がある
と思うんやわ。企業がやっておるからって、そんなことを言うておったら、公害の監視測
定って全然要りませんやん。

○ 田中環境部長

さっき説明が漏れたんですけど、クリーンセンターにおきましても、常時監視というの
を実施しておりまして、その結果は施設内のモニターには表示しているんですけども、
垂坂の地区内をつくっておりますクリーンセンター協議会といった場でも地域に公表して
いるということです。それから、小林委員からも先ほど企業にも設置してというのがあり
ましたが、三重県が各企業にテレメーターは設置しているということもございますが、ク
リーンセンターのほうでもそういった常時監視のシステムはつけておるといところで
ございます。

○ 小林博次委員

監視の流れというのがあるんやない。夏場とか冬場とか。そういうデータをまた資料で
いただけますか。

○ 田中環境部長

わかりました。公表しているのはございますので、そちらをまた出させていただきます。

○ 小田あけみ委員

大気の関係で道路が延伸したことによって環境が変わっていることも、測定しておられるというお話でしたけれども、新名神が開通したことによって変化があると思うんですよ。東名阪のほうから新名神にシフトした車の影響というものがあると思うんですね。伊坂台は特にすぐそばを通っていますし、また、副委員長の下野地区もど真ん中を通っているんですね。そっちのほうの大気の移動車を出していただいて、定期的に傾向を見ていただくというような計画はないのでしょうか。

○ 市川環境保全課長

新名神、開通いたしまして、伊坂がインターチェンジといいますか、統合的に集まってくるという場所で、私ども把握しております。当時、たしか平成13年、平成14年あたりに中日本高速道路が伊坂測定局というのを独自で設置して測定してございました。それを市が譲り受けて、継続して自動車排ガスの影響を現在も測定しておるところでございます。なので、そのあたりも地域の方へは情報提供していますし、我々のほうでホームページ上で常時見れるような状況にしておるところでございます。

○ 小田あけみ委員

時間もないので余り引きずるつもりはないんですが、10分の5の2番、NO₂、伊坂が断トツに高いんですね。ちょっとこれが何月ぐらいかよくわかりませんが、台数的にもかなり伊坂のほうは通っていく、1日に5万台というふう聞いておりました、それが大分新名神のほうにシフトしてきているというふう聞いておりますので、これ、伊坂の観測所があるからいいじゃないかというふうに言われるんですけども、伊坂台と伊坂の観測所は道路で隔てられていまして、風向きによってかなり違うと思うんですね。ですので、どちらかという下野のほうに向かって延びた部分が観測される場所がないように感じていますので、もし次回以降に移動車が行けるようでしたら、あちらのほうのデータもぜひとっていただきたいなと思っております。

○ 市川環境保全課長

西側のほうというふうなことだと思いますけれども、少し離れていますけど西朝明中学校にも常時監視測定機はございます。ちょっと離れておるので直接的な自動車の影響というのは見れないかもわかりませんが、そちらのほうでも把握はできておるということをご理解いただきたいと思います。

○ 小田あけみ委員

わかりました。今後ともあちらの方面の観測についても注視していきたいと思っておりますので、環境部さんのほうとしてももう少し注意を向けていただけたらなと思っております。要望でした。

以上です。

○ 山口智也委員長

ご指摘あったNO2が、伊坂が一番数値が大きいというのは、新名神の何かしら影響というのもあるというふうに理解してよろしいか。

○ 市川環境保全課長

伊坂測定局、自動車排ガス測定局として高速道路の沿道にございます。やはり自動車の影響というふうに私どもは考えてございます。

○ 山口智也委員長

しっかり継続的に見ていっていただきたいと思います。

まだまだ続きますので、ちょうど12時になりましたので午前中は以上とさせていただきます。再開を1時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

12:03 休憩

12:59 再開

○ 山口智也委員長

ちょっと一、二分早いんですが、皆さんお集まりですので、再開をさせていただきます。追加資料の部分の質疑の続きから行きたいと思います。

それでは、引き続き質疑のある方は挙手して順にお願いいたします。

○ 森 康哲委員

資料の21分の18、ありがとうございます。

代替業務の実質値について、平成29年度から大きく違うのは下水道、終末処理施設のメンテナンス業務がかなり量がふえているのかなと思うんですが、市の直営ごみ収集運搬業務というのは、これ、たしか年限を切って何年かで終わりを迎えるようだったと思うんですけど、これ、何年でしたっけ。

○ 田中環境部長

5番の直営ごみ収集運搬業務でございますけれども、こちらが合特の一番どちらかという大きなポイントだったと思うんですけれども、先ほど課長が説明したとおり、浄化槽が下水道整備の進展によってメンテナンスの基数が順番に減っていくと。実際、基数そのものが今減っている状況になっております。

そうした中で、どうしてもそちら4社の社員さんが浮いてくるというようなこともあり、合特の措置業務ということで、市の直営ごみ、そちらの退職不補充とも合わせた形で現状委託しているということです。こちらにつきまして、先ほど委員からも終わりがあるんじゃないかなということで、基本的には合特の計画の中で議論しておりまして、合特の計画で影響が出る期間はどうしてもということで、今回さらに7年間の延長ということになっておりますので、ごみ収集に関しても経過期間7年間はしていくと。ただ、その先どうなるんだというところについては、下水道の進捗状況も見ながら、影響が残っているかどうか、自立しているかどうか、この業務が4社にとって必要かどうかということも判断しながら決めていくということにはなります。

○ 森 康哲委員

そうすると、全てのごみ収集だけじゃなくて、全ての合特の事業自体が7年延長して終わりがあるという理解でよろしいでしょうか。

○ 田中環境部長

こちら、昨年資料として議会のほうにも計画を説明しましたが、今年度から7年間という形になっておりますので、その間業務が基本的には続くという形になっております。

○ 森 康哲委員

それぞれの業務内容によって7年後になくなってしまうものもあれば、継続して業務を出してくる、合特という縛りはなくなるにしても、業務自体はなくなるので、ほかの業者さんと同じような扱いで出していくことになろうかと思うんですけれども、基本的にいろいろな業務は民間に委託している部分も当然ふえてくると思うんですよ。下水道部分もしかり、上水の部分もしかり、いろいろなところで民間の活用ということで検討に入っていると思いますので、代替業務においてもそういう民活の中での一つの議論の範囲が拡大していくという方向で認識をしていただきたいと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

○ 小林博次委員

関連として。

民間企業を圧迫しているから合特法ができて、仕事がいっているやんな。どの量をどのぐらい渡すかというのは、行政側の判断だろうけど、四日市の判断だけ四日市には容赦がない。

○ 田中環境部長

確かに、業者さんの中でも大分独立に近い状態になっている業者さんもあれば、まだ、例えば代替業務を引いてしまうと苦しくなる。経営的にどうだろうというところも実際あって、すごく温度差が出ているという話は昨年もさせてもらっているところで、企業間を見ながらやっていくということになります。その中で、例えば極端にこれでもうけて云々となれば早く独立していただくということになりますので、7年間とは申し上げましたけ

ど、中間評価というのを3年か4年目ぐらいに実施して、改めてその分は検証していきたいということには考えておりますので、先ほどいただいた意見も踏まえて、それで見たいと思っております。

○ 小林博次委員

明示できれば、早く自立するような方向で努力していくのが資本主義社会の常套なんやろう。それを期限を区切って何の指導もせずに仕事だけ渡せばええわという発想は100%間違いだと。そこのところを合特業者と相談をして、どうやってしたら自立できるのかということをやらんと、いいところも悪いところもあるというのはその程度の話やと何年たっただけであかへんよ。だから、そういうことを今答弁いただいたようなことときちっと指導してあげることがないとまずいなと。

これは意見にしておきます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

続きまして、どうぞ、お願いします。

○ 小林博次委員

資料ありがとうございました。

これ、資料をもらって見てみると、有料で特に大人の人でも778人、だからこれ、有料が全体の3分の1ぐらいあるのかな。あとは無料でこうやっているんやけど。ここを整理してもらいたいんやけど、やっぱり必要に応じて、施設というのは維持管理をずっとしていかんらんから、いただくものはいただいて、なおかつ有効に活用していく。だから観光に使うなら、個人的には気に入らんけど、使うようにちゃんとお金をいただいてやっていったらどうなんですか。例えば観光に使うというと、この資料でいくと市内の方が55%ぐらい、あとは市外、県外というような感じで資料をいただいたんやけど。この比率がもっと変わらんと観光に使うことにはならん。もっと県外の人を呼び込まんと、これは単なる自己満足だけで、言葉でいう観光に全くなっていない。だから、その辺を個人的には観光には使ってもらいたくないと思うけど、あんた方が観光にも使えるというなら、そういう方向でいったほうがいい。中途半端なことやって金ばっかかかかっては話にならんというこ

とをこの資料から読み取れたので、そのあたり何かコメントがあったら聞かせてください。

○ 田中環境部長

こちら、観光、四日市公害と環境未来館でございます。

四日市公害というのを扱っておりますので、やはりその部分は学びの場というんでしょうか、私ども教訓を次世代に伝えていきたいということで考えておりますので、なかなかその部分の負の遺産を観光地にするのは難しいと思うところがあるんですが、ただ例えば特別展のオーロラとアラスカ原野のようなものを多くの方に見ていただきたいなという思いがございます。この特別展のオーロラとアラスカ原野に関しては有名な写真家の大きな写真を使っておりました。委員おっしゃるように、多くの方を呼ぶにはそれなりの内容、グレードを上げていくとやっぱり費用もかさんでくるとなってきた場合に、もらうべきものはもらうという考え方も当然あってしかるべしだろうと思います。博物館とも一度それぞれの、受け持ってやっておりますので、またその部分については少し協議させていただいて、その方向について一度議論をしてみたいと思います。

○ 小林博次委員

特別展の数字を見せてくれたけど、本当に知りたい数字は公害資料館本来の目的の、そういうことにどうやって使っておるのという資料が欲しかったんだけど。

いろいろテレビで紹介されるけど、公害が発生したその時の話でマイナスのイメージを振り回しておるわけや。マイナスのイメージばかり振り回すのを嫌やと思っている市民もたくさんおるので、そこのところを自分たちに都合のええことだけやるというのはどういうことなんやろう。

公害のことを全部伝えるというんやったら全部伝えればいいんやけど、裁判に勝つまでの原告患者6人が飯を食えやん日がいっぱいあったわけや。そういったことは全然伝えていないやないか。都合のいいことだけ伝えたらあかん。だから、本当にこれで全部やったんかって検証して、伝えるというのはやっぱり全部伝えやんと、ええことばっか伝えたって話にならん。公害が出ましたが総量規制で克服していきましてわ、その間に患者が何人出ました、そんな話は教科書で勉強すりゃ事足りることや、いちいちそんなところまで来んかって。そうでしょう。生の話がきちっと伝えられるという条件になっているのが資料館違うの。だから、そんなことを全然聞く努力もせんということやから、若干まずいなと

いうふうには思っているということ。

それから、どんなことでもやっぱり全部コストがかかっているわけやから、入館料できちっとしていく。これが当たり前の話やから。

○ 山口智也委員長

ご意見ということで、しっかり受けとめていただきたいと思います。

他にございますでしょうか。

○ 小田あけみ委員

資料の21分の14、エコパートナー制度について、資料ありがとうございました。

これを見ますと、社会福祉協議会が入ってしまったり、どういう活動をしているのかわかりやすい名前のものとそうでないものがあるって、エコパートナー制度というのに登録されると何らかの補助金が出るのか、それから活動報告を出すような義務づけがあるのか、それからもし補助金が出ているとしたら補助金をどのように使ったかの会計報告をする義務があるのか、そういったことを教えていただけますでしょうか。

○ 中村四日市公害と環境未来館館付主幹

環境未来館の中村です。

ご指摘のあった件ですけれども、エコパートナーに補助金は支出しておりません。あくまでも事業をしていただいた委託料として、市としてお支払いをしています。各団体につきましては、いろんな活動を個々にやっていただいているのと、エコパートナー事業として認定された事業として環境未来館もしくは、じばさん2階にある活動室で事業をやっていただいたら委託金としてお金を支払っているというのが現状でございます。

以上です。

○ 小田あけみ委員

ありがとうございます。

エコパートナー制度をして市にとってどんなメリットがあったのか、それから団体にとってはどんなメリットがあるのか教えていただけますか。

○ 田中環境部長

エコパートナーシップ事業なんですけれども、例えば環境学習ということで、一般的には市のほうが直営でやっていくということなんです、環境にいろいろ取り組んでいる団体がございまして、そうした方の力を借りることで、一つは市のより少し幅の広い地元密着型の講座ができるのではないかとというのがまず一つ。それからもう一つは、こういった地元の方が自分たちのフィールドのことをアピールすることによって、いわゆる後継者というんでしょうか、仲間を広げていくというのがもう一つの狙いにあります。

それから、エコパートナーという形で我々登録いただくと、ホームページで活動紹介もさせていただくんですが、そうした中の方のエコパートナーだけ集まっていたこと、例えば連携していただくというような機会というんでしょうか、そういうのも持っていたら、例えば情報交換につながっていったりとか、そういった形で進めていただくのがいいんじゃないのかなということで、効果、狙いとしては一つは地元密着した、そういった講座の開催、それからもう一つは地域の方の活動の紹介、それがひいては新しい参加者というんですか、グループの団体が広がっていく、そして横のつながりが生まれていくと、こういったものが一番の狙いという事業でございまして。

○ 小田あけみ委員

ありがとうございました。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 谷口周司副委員長

不法投棄、21分の17、資料ありがとうございました。

ちょっと1点確認をさせていただきたいんですけれども、これ、不法投棄、カメラによって把握したというんですかね、減った数か。減った数が13件、平成30年度って書いてあるんですが、この件数と資料にある不法投棄回収件数、平成30年度1744件。これの件数の1件の数え方というのは同じですか。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

カウントの仕方は同じでございます。

○ 谷口周司副委員長

そうすると、平成30年度では1744件の不法投棄の回収というか発見があつて、そのうちのカメラの場所で13件ということですね。カメラがあるから少なくなつていったという効果もあるのかと思うんですが、その中で、今回、回収が1744件の地域なんですけど、なかなか細かくは出てこないかと思うんですけど、今カメラを設置してあるのは、ある程度の地区別がわかるんですけど、これに大体合っているのか、カメラが全くないところで件数が多いところもあるのか、簡単にそのあたりだけ教えていただけると。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室、中尾です。

やはり不法投棄というのは、例えば山間部であるとか、人けがないところに捨てられやすいという傾向がございまして、基本的にはカメラの設置してある場所が多い地区でございまして、ただ、場所によつてもさまざまな状況がありますので、一概には言いませんが、傾向としてはカメラが設置ある地区が多いということでございます。

○ 谷口周司副委員長

と考えると、カメラの近くからは少し外れてカメラがない、映らない、ちょっとした近いところに捨てていくという傾向があつて、年々そんなに投棄回収発見件数って変わりがありませんけど、これをどうカメラの設置の効果を見て行くかというのはなかなか難しいなと思ひながら、カメラをふやしていく方向なのか、それともカメラ以外の対策というのを考えていくのか、ここがちょっとどのように今後考えられていくのかというのは聞いておきたいなと思うんですけど。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

やはりカメラについては増設の方向性で考えてございます。

それ以外の方法ということですが、今現状、それについてお答えできる答えとしては持ち合わせておりませんので、大変申しわけないですが、そういうことでございます。

○ 谷口周司副委員長

カメラを増設していってもらうことに対して特に反対することではないんですけど、やはり効果的な設置というのはお願いしておきたいですし、どこまでつけばこれが減っていくかというのはなかなか難しいかと思うんですけど、やっぱりPRというか、四日市は不法投棄を許さないんだと、よくある不法投棄撲滅宣言みたいな、市として四日市は捨てにくいぞと、捨てている方々にわかってもらえるような、何かPRというのにも必要かと思いますので、ぜひそこはお願いしておきたいのと、あとこれ、看板、下に写真もつけてもらってあるんですけど、ちなみに看板はどれぐらい市内に設置されているかって、もし把握されていたら、場所まではいいので、どれぐらいあるのか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室、中尾です。

具体的な数字は申しわけないんですけど、基本的には自治会様のほうからご要望をいただいて、管理もお任せしながら差し上げていまして、毎年、それこそ何十枚も差し上げていますので、過去経年でいうと何百枚という数が市内に設置されているという状況でございます。

○ 谷口周司副委員長

これ、本当に平成26年からの資料を出してもらっていますが、減っていく傾向がないので、これは四日市に限らずどこの市町でも同じような悩みを持っているのかもしれないんですけど、ぜひこれについては真剣に本腰を入れて、件数1600件でしたっけ、目標を掲げていただいているかと思いますので、ぜひこれに向けてもう少し知恵も絞りながら積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、私からの意見としてはこの程度にしておきたいと思います。

○ 井上 進委員

関連で。

○ 山口智也委員長

関連をお願いします。

○ 井上 進委員

先ほど不法投棄の看板等の話、ちらっと自治会等で依頼があればという形でお伺いしておった、私どもの自治会も結構不法投棄多いんですよ。1カ所捨てられておると、看板をそこへ設置するという形でふやしていっておるんですけども、どうしても看板自体はなかなか管理していけないもので、結局そこが草に覆われて見えなくて、看板がつけてあっても意味をなしていないというところも結構あるので、そういった部分と、それと看板の文字が割と細かい部分もありますので、もっとわかりやすく不法投棄防止というか禁止というような、そういった看板もつくっていただくとありがたいかなという気はしておるんですが。

○ 田中環境部長

こうした不法投棄でございます。こちら資料のほうは5年間分出させていただいたんですけども、10年ぐらいまでさかのぼってみますと、この数字が100tぐらいの数字が過去にやっぱり出ておりまして、その中で取り組み、ずっとパトロールしていたんですけども、当時は少し置いて様子を見ていたりしていたんですが、ごみのごみを呼ぶよというようなことがございまして、即時回収、見つけたらまず回収してきれいにしておこうというふうにかじを切ったのが10年ほど前だったと思います。

それから展開検査というんですけども、ごみを開けて証拠物の確認もさせていただいて出てきたら当然指導し、例えば不法投棄に悪質なものがあれば告発するというようなことをずっと続けて、下がってはきたということなんですが、このまま平成29年、平成30年で底を打った感があり、30tで若干リバウンドを起こしてしまったなというところでございます。

そうした中で一番いいのはよく言われていたのが監視カメラ、それも目立つ形でつけておくと、それから監視カメラをつける以上は看板、ここにあるぞということを明示しないと、そっと撮っても余り意味がないよというようなことで看板というのもつけろというの

が一般的な不法投棄対策、いわゆる即時に回収、内容物の確認、それからカメラ、それから警告という看板、これが一応基本だと言われておるわけでございます。

その中で、私どもの実感としては減ったかなという実感はあるんですが、見ていただくと、ほとんどがコンビニの袋に入った形であったりとか、それから四日市の指定のごみ袋に入った状態で出てくるケースもあったり、それから布団なんかであれば縛ってポイという感じで、何で置き場に出していただけないんだろうなというのが、正直9割方が置き場に出して回収できるごみでございますので、内容物が。そういったことがあるということです。

そうした中で、もう一步進もうとすると、先ほど、井上委員からもご提言がありましたけど、看板のあり方、そういったのを考えていく必要もあるかと思えますし、例えばカメラ、つければ確かにその近辺は確実に減ります。そういったところまでその辺のところ。それから不法投棄で数は少ないんですけど、実際内容物を調査してみると、行為者がわかる場合があります。そうした方を見ておると、大体2キロ内の方が多かった。家のすぐそばは嫌なんです。それで少し離れたところの、ちょっと山のところとか、軒のところ、車で通るといかにもなと思うと大体落ちておったりするわけですけども、そういったところに落ちているということなので、そういった行動的なものも正直あります。その辺も踏まえながら、いろんな他市の事例も見ながら効果的な方策ももう少し、看板なんかも非常に効果的だと思いますし、その辺も踏まえて少し検討して取り組んでもう一段、本当になのが一番望ましいと思っていますので、それに向けて大分下がってきてというところがあったんですけども、もう一段それに向けた努力を少し積み重ねてみたいと思います。

○ 小林博次委員

関連させてもらっていいかな。

不法投棄なんやけど、コンビニができてから道路への不法投棄がふえたんだよね。問題は対策なんやけど、コンビニに今呼びかけてないやろう、やっぱり協力を求める必要がある。さっき部長が言われたみたいに二、三個コンビニの弁当が橋から捨ててあって、一つぐらいいうたらこんなので、弁当箱まみれ。どけてもどけてもすぐ集まる。

だから放りやすい場所は大体わかるので、そこら辺に監視カメラをつけてもらった後、摘発せんと。名前がわかったら名前を公表するぐらいの条例をつくって、罰則として道路清掃させるとかそのぐらいせんとなくならんということと、それから前からお願いしてお

るんやけど、ごみを通りがかりにここへ放っておけというところをつくってもらわんと。例えばサラリーマンでこの日そこに出さなあかんのに、何らかの都合で早く出したら困ると自治会から言われたら、出せんわけや。だから、何らかの都合で出しにくいやつがあったりするんで、ほかへ持っていくのがあり得るわけや。だから、状況を見てやっぱり1回本格的な指導をせんと、なくすというのは極めて難しい。だから、一番思うのはどこか置き場所を複数箇所つくってもらったら、そこへ持ってこようとする。何割かは持ってきてくれる。

コンビニなんかも家庭用ごみをコンビニに持ってこられて困っているところもあるわけやん。だから、表にごみ箱を置かず店の中に入れておるところも最近ふえてきたよ。それだけ人間性が悪くなったのと、そういうことが通用するというふうに理解をしている人が、だから教育するしかないんやけど。どうやって教育するのか考えて、これは本当にもうあんたらプロなんやで、こうやって考えてこうやって対応するんだと言うてくれやんとそのあたり考え方があればちょっと聞かせてください。

○ 田中環境部長

先ほど、ごみの置き場というんでしょうか、昔でしたら公園に置き場があつて、それがごみのごみを呼ぶよということで、今公園なんか撤去されているという実態がございます。確かに、ごみ置き場というのはもろ刃の剣みたいなどころがありまして、あればいいし、あつたらそこが逆にたまってしまうようなリスクもあるので、場所に合わせたような処方箋を打っていかないと、失敗してしまうのかなというようなところがあると思います。

それで、例えば教育の問題でも、例えば私どもお子さんなんかクリーンセンターとかそういういった、いろんな形で出前講座やったりして将来今のお子さんたちは明るいと思っておるんですけど、ただ、大人の方を啓発するツールがないというんでしょうか。例えば出前講座に行ってもそういう方はいらっしゃらないので残念ながら。そこどうするのやというのがやっぱり一番の課題だと思います。

それで、この先進めていこうとすると、今まではどっちかというとな一般的に市内全部にどんと網をかぶせるようなやり方で監視カメラをポイントに全部置くんだ、パトロールするんだというやり方である程度下がってきた。それで、ごみ掃除はさせないんですけども、もし行為者が見つかった場合は、うち、警官のOBもおりますので、その方を前に立ててやはり始末書というんでしょうか、そういうのをちゃんと書いて反省文みたいな

を書いていただいて実際対応しているということもやってきた。置き場の問題とかその辺もケース・バイ・ケースで試行錯誤しながらになると思いますけれども、どういう方策がいいのか、場所単位で一つ一つ手繰りながらしていきたいなと思います。

○ 小林博次委員

今までそうやってきたという答弁。

○ 田中環境部長

はい。

○ 小林博次委員

今までそうやってきたという答弁なら、そんなとろくさいことをやっとなんと、もっときちっとやったらどうなんだ。

例えば初期の段階は、例えば垂坂のところなんかでも、田んぼと電柱の影にごみが積んである。その後監視カメラをつけて注意したらごみを捨てなくなった。公園の横にごみ出し場をつくったら四六時中放りに来るから熱心な課長がきちっと言ってどけさせて、それからいまだに置かれていないので、話はわかるけど、そこまで努力はしていないと思うんだよな、あんた方が。だからもう一歩努力してもらって、それからせつかく監視カメラで相手がわかったらどうやって対応する。罰則なんかきちっと条例を整備してこういうことをやっているよって言わんと、そんな監視カメラ、金ももったいないでしょう。カメラで映しているだけなら何もならへん。やめてもらって初めて効果がある。だから、それと置き場をつくってと言ったら、そこにごみがたまるというのが答弁やったけど、置き場がないから放ってくるんやから、置き場をつくってくださいよ。つくって毎日どけてくださいよ、

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

この資料を見ますと、もともと10年ほど前にさかのぼると、100 t ぐらいあったものが対策を講ずる中で30 t ぐらいまでは減ってきているものの、なかなかそれ以上は下がらないという現実もあるということで、平成30年度は平成29年度に比べてちょっとまた上がった

てきているということで、何かしらの対策が必要であるということで、今委員のほうからも、例えば副委員長からは不法投棄を許さないまちだということで、もっとPRをしていくべきだというご意見もありましたし、井上委員からは自治会でのごみ捨禁止の看板の管理難しいところがあるということについて。小林委員のほうからは民間との協力体制や罰則を強化して摘発、公表するような、四日市独自の条例というようなご提案もありましたし、ごみ置き場がないことによる影響もあるのではないかとということで、新たなごみ置き場も必要ではないかという、さまざまなお提案がありました。

今、複数の委員から幾つかご意見をいただいているところなんですけれども、非常に市民全体にとって大きな問題であり、いまだに1700件以上の不法投棄があるという現実、さらにこの1700件が全てではなくて、これ以上のものがまだまだあるわけです。市としてもカメラの増設などは検討しているようなんですけれども、それ以外に具体的な取り組みというのは、まだ具体的に検討ができていないというような答弁もありましたので、この委員会の委員のメンバーとして議員間討議などもさせていただきながら、どういったことがあればごみの不法投棄が減っていくのかということ、皆さんの、ほかの委員さんからもお知恵を出していただければなというふうに思っております。

○ 井上 進委員

24カ所カメラをつけてもらっておるんですけれども、実際このカメラの映像によって摘発とか、そういったものに至った件数というのはある程度つかめてみえるんですか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室、中尾です。

私もここに配属されて5年目なんですけれども、1度カメラに映る位置に車をとめて、ごみを捨てている映像が映っていたことがありまして、その映像を警察に提供して告発していただくという手続をしていたんですが、捨てている量が少ないということで、警察への情報提供で告発までは難しいというケースは1件あったんですけれども、通常はなかなか車まで映るとするのは難しく、行為者がちらっと映っているとか、そういう映像はあるんですが、なかなか個人の特特定までは至るケースは少ないというのが現状でございます。

○ 山口智也委員長

その1件は警察を通じて告発をした。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

告発の手続を進めていたんですが、告発までは至らなかったというケースが1件ございました。

○ 井上 進委員

せっかくつけてもなかなか役立っていないというのはちょっと考えものかなと思うんですよ。カメラの向きとか、そういった部分もあろうかと思うんですが、24機も設置して1件やっとなんという状況では、これからもっと増設して行っていただきたい部分でもあるので、そういったカメラの方向性とかそういった部分も考えながらやって行っていただきたいなと思うんですが。

○ 山口智也委員長

それは、先ほど小林委員もおっしゃったように、もう少し強制力がある、摘発がしっかりできるような……。

○ 井上 進委員

摘発がしやすいような形の、要するに、結局ごみを捨てに行く場所というのは、郊外の地域がほとんどやと思うんですよ。そうすると、そこへ行くには結局車なり何なりで行っているはずなので、そうすると、そういった部分をうまく捉えられるようなカメラにしていないと、何にもならんのかなって。ただ、ここにカメラついとんで放らんといてくださいよというだけのことをするのであれば、ダミーでもいいと思うんです、そんな何も役に立たんのやったら。ダミーのカメラをつけて、カメラ監視中という看板を山ほどつけておけば、そっちのほうが有効かなと思ってくるので。実際に稼働できるカメラをつけているのであれば、それがもっと有効活用になるような方策をとってほしいなというふうな思いでございます。

○ 山口智也委員長

やるなら徹底的にきちんと。

○ 井上 進委員

摘発ができるように。

○ 山口智也委員長

効果を出せるような体制を増設していくべきだというご意見ですね。

もし可能であれば、森委員、お考えあればご指摘いただければと思うんですが。

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

私は、摘発もそうですけれども、啓発・啓蒙活動にも有効なのかなと。カメラがついているからここには捨てづらいたろうなという、そういう雰囲気を醸し出すのも効果はあるのかなと思うので、ダミーカメラも含めて本当に映して摘発するというよりも、やはりそういう活動を意識が高い地域というふうに見ていただくような方向へ持っていくのも有効なのかなと思います。

○ 山口智也委員長

カメラがあることで、たとえダミーでもそれをふやすことで、市民全体に、市外も含めて四日市はなかなか厳しくなってきたぞというような、そういった効果が出せるんじゃないかというご意見、ありがとうございます。

小田委員はいかがでしょう。

○ 小田あけみ委員

ダミーカメラについてなんですけれども、埋め立て再生ごみの置き場というのが私の自治会に5カ所ありまして、そこにダミーカメラをつけたんですけれども、全く効果がなかったです。抑止力という意味で効果があればと思って、5台そんなに高いものではないんですが、全く効果がなかった。その効果がなかった理由は、ごみの持ち去りを防止するためのカメラでしたので、効果がなかったんだと思います。

不法投棄なら、もう少し効果があったのかなとちょっと思っております。やっぱり抑止

力という意味では、監視されているというところにわざわざ捨てる人は少ないので、実際そんなに犯人特定に至っていないのであれば、ダミーカメラでも有効ではないかというふうに思います。

またもっと宣伝をするといいと思いました。ここはごみを捨てたら、罰則を伴う何らかの刑罰に処されますよという、そういうものと同時に犯人を特定できるようなカメラがここにはありますよということがはっきりわかれば、その場所には少なくとも捨てる人は少なくなると思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

理事者のほうに少し幾つか教えてほしいんですけども、もっとPRをしていくべきだと、周知をもっとしていくべきだというご意見があるんですけども、今、四日市市としては、不法投棄はだめだというPRについて、ホームページとかフェイスブックもありますけれども、そういったフェイスブックであったり、ラジオ、例えばFM放送であったり、地元のCTYであったり、そういったところで不法投棄をストップさせるようなPRというか、そういった取り組みというのは実際されているのでしょうか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室、中尾です。

現状、例えば広報よっかいちのほうで、毎年ではないんですが定期的に不法投棄の撲滅の啓発や今年度考えていますのは、ごみのアプリをつくりましたので、その中でコラムがございますので、そういった中で挙げさせていただくとか、あらゆる場面を捉えて広報はしたいなと思っております。

○ 山口智也委員長

今、広報よっかいちということなんですけど、それは年に何回。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

過去に特集号ということで不法投棄の防止というところ、野外焼却と不法投棄というセ

ットで啓発させていただいたということもございます。

○ 山口智也委員長

それは過去に1回ですか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

過去に私が知っている限りでは2度はやっておるんですが、それ以前もやっておるかと思いますが。

○ 山口智也委員長

先ほどFM放送とかCTVと言いましたけれども、そういったところでの呼びかけというのは実施はされていないですか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

現状はそういったFMとかはやっていないかと思います。

○ 山口智也委員長

ほかの自治体なんか見ますと、そういった取り組みをしているところもありましたし、一つ検討していただきたいなというところがありました。

それから、市民との協働というところでも、やはり行政だけでそれをやっていくというのは限界があると思うし、通報なんかは市民にも呼びかけてしていただいていると思うんですけども、パトロールを住民がボランティアでそういったことをやっていただいているという事例はあるんでしょうか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

川島地区のほうで、環境パトロール隊というのを結成いただいて、かなり熱心に活動いただいております。そちらのパトロール隊については、県になりますけど不法投棄の資財の提供を受けて活動いただいている団体もございますし、一応各世帯に配らせていただいていますごみのガイドブックがあるんですけども、その中に不法投棄を発見した場合は通報してくださいということでフリーダイヤルの番号が載っております。そちらに電

話いただくと廃棄物対策室に連絡が来て対応させていただくような体制もしいておりますので、基本的に不法投棄が発見されれば通報いただけるようなアナウンスはしておるところでございます。

○ 山口智也委員長

やはり何かしらもっと対策をいろんな面で、防犯カメラはもちろん中心的に検討しているかなあかんとは思うんですけども、それ以外の取り組みも含めて、今1700件ぐらいで推移しているところを何とか減らしていきたいなという思いがあります。

加納委員、お考えあればぜひ教えていただければと思います。

○ 加納康樹委員

家庭ごみレベルの不法投棄の対策ですからね、これはもう市民に問うしかないと正直思っていて、産業廃棄物になるとまた別ですけど、これはもう四日市市がポイ捨て・ごみゼロ宣言とか何かそんなぐらいをして、市民に呼びかけるしかないかなと思っています。

○ 山口智也委員長

ごみ宣言というところでは先ほど副委員長からもあったわけなんですけれども、四日市市としてそういった宣言をしていくという、委員からのご提案があったわけなんですけれども、これに対して担当部としてはどのような印象を持つでしょうか。

○ 田中環境部長

四日市市としてクリーンキャンペーンというような言い方でスポットで清掃するとかということは過去にもやってはきましたが、例えばマスメディアを使ってとかいうような形はまだとっていない。今後、とこわか国体に向けてまちをきれいにというのもあると思いますので、私の個人的にはだらだらやっても効果がないと思いますので、何か集中的にインパクトのある形が望ましいと思いますので、ちょっと他市の事例なんか調べさせていただいて、何かインパクトのあるやり方というんでしょうか。市民の皆さんがわかっただけのような、その辺の効果的なやり方、少しお時間をいただいて、研究をさせていただきたいと思います。

○ 山口智也委員長

もう一点、先ほどからずっと委員のご意見の中で、もっと摘発ということもありましたけれども、もっと見つけたときに強制力を持ってそれをやめさせるというための一つの手法として、条例制定というのものもあるんじゃないかというご提案がありましたけれども、これに対してはどのように感じましたでしょうか。

○ 田中環境部長

条例に関しましてなんですけれども、ポイ捨てに関しましては、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがあります、その中でごみのポイ捨てに関しては何人たりともみだりにごみを捨ててはならないというような条文がございます、それに対して罰則がかけられている。あとポイ捨てに関しては、直罰規定というのがあります、いわゆる現行犯逮捕が可能であるということで、何度も何度も指導してやっとな罰金にこぎつけていくようなのと少し違うので、条例で何かというよりも法律の枠組みになっておりますので、何か重しを載せるような条例を見たことがないんですけれども、そこも一度確認はしてみたいと思います。

○ 山口智也委員長

あと、カメラについては、今後増設も検討しているということなんですけれども、具体的にそれは検討段階に入っているんでしょうか。それ、確認をさせてください。

○ 中山生活環境課長

毎年1台ずつではありますけれども、増設の予算をいただいておりますので、今後、議会の皆様のご意見をいただく中で、予算の増額というところも考えながら、最低1台は増設をしていきたいと。

それからあわせて、前回の決算説明資料のほうの35分の30ページをちょっとごらんいただきたいんですけれども、監視カメラの画像が一番下の写真の左側につけさせていただいています。一番上に四角い正方形の、これ、太陽光パネルなんですけれども、この下にカメラが設置されていて、この画像でいくと、左から右側に対して映しているということがわかるわけです。ということは、このカメラの左側は死角になっているということが容易に現場に行けば認識できるということで、私もこの春から課長を拝命したんですけれども、

過去の担当などに聞きますと、この監視カメラが設置されておるポールの横にぽいと置いていくという、そういう非常にやからもおるという中で、私、今後設置するカメラについては可能であれば、どっちを映しているかわからない全球型といいますか、そういうようなタイプのカメラを今後はつけていけたらなというふうな考えを今持っています。

以上です。

○ 山口智也委員長

そういうことも検討していくということですね。そうすると、今、ごめんなさい、私ばかりしゃべって。

今、議会として、例えば特に意見もなければ毎年1台ずつふえていくだけであって、それ以上はないと、ただ、議会からさまざまな意見があることによって、増額ということも可能性としては十分あると、こういう理解をさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 中山生活環境課長

皆さんの応援をいただければ、私どものほうもそれに向けて努力をさせていただきたいと思っております。

○ 小林博次委員

本気でやるんなら、例えば自治会の皆さんに協力してくれって改めて呼びかけをしたり、CTYで宣伝をしたり、全体的に何ということをやらんと、だらだらだらっとやってしまうと微増の傾向が変わらん。やっぱり節目をつくっていかんと、そんなことが大事かなというふうに思うんやけど、やる気あるの。

○ 中山生活環境課長

一生懸命取り組ませていただきます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

さまざまご意見を、全ての委員からご意見をいただいたわけなんですけれども、不法投棄の対策については、予算の増額も含め、拡充の方向でやっていったらどうやというご意

見とっておるんですけれども、これを来年度の予算に向けて政策提言していくという、そういうふうにさせていただきたいなと委員長としては考えておるんですけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、もう少し皆様のご意見をいろいろ整理をさせていただいた上で、また改めて正副で政策シートに載せていく内容については整理したものをお示しさせていただきたいなと思っております。

そうしましたら、本件につきましては一旦終わらせていただきまして、別件に移りたいと思いますので、ちょうど1時間たちましたので、休憩をとらせていただきたいと思います。再開は14時10分をお願いいたします。

14:00 休憩

14:09 再開

○ 山口智也委員長

それでは、再開をさせていただきます。

井上委員から手が挙がっております。どうぞ。

○ 井上 進委員

追加資料の中で、資源物の持ち去りを21分の16ページに上げていただいておりますけれども、こちら、やはり非常に手がないというか、暴力とかいろんな部分があるので非常に難しい部分かと思うんですが、正直自分たちのほうとしても、大体午前8時までという形で、朝6時ごろから住民の方、交代で資源物のときには立っていただいておりますけれども、それが午前8時の大体10分ぐらい前になるとその近くに車がとまるんですよ。車がとまって、住民がおらんようになるのを待って動き出すというやり方で、だから、午前8時5分にはもうなくなっちゃうという、そんな状況が続いてくるので、なるべく古紙は

早くというふうな形に変えていただいているんですけども、何かもう一つ対策というのがとれやんのかなというのが私の思いなんです。

正直私らのところは、広いところにそのまま、ただ単に積んでいくだけの形でもあるので、場合によっては、例えばきちっと枠組みして、扉がついていればそうそう簡単に持っていかなのかなとか、そんなことを思ったりもするんですが、そういったような対策の方法をとることは可能なかどうかというのを聞いておきたかったもんで。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

まず、私どももなるべく早く回収するよということに工夫はさせていただいていますが、箇所もかなりありますので、そんなに早く行けないという実態がございます。ある程度何時ごろに車が来て云々というような情報がいただければ、その情報をもとに、警察との合同で張り込みもやらせていただいておりますので、そういったことの情報として活用していきたいというふうに思っています。

それから、置き場のほうを鍵がかかるような形にさせていただくのも一つの方法だと思いますので、そのあたりは私のほうも材料支給という形で対応させていただいている部分がございますので、またご相談いただければと思っています。

以上です。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

本当にイタチごっこの状況が続いているのもよくわかっているんですが、以前も私どものほうで、警察と取り囲んで捕まえたとかというのものもあるんですが、そうすると、違う人間が次から次へとやってくる。結局1人捕まえても同じような状況が続いてくるので、非常に大変なことかと思うんですけど、やはり住民が気持ちよく出してきたものを何かよそのわけのわからんやつらの持っていかれるのが一番腹が立つので、少しでも対策をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○ 谷口周司副委員長

同じところなんですけれども、今後の取り組みが書いてもらってある中に、民間の回収ステーションの利用を推進というところがあると思うんですけど、これをあんまり使ったらあかんとか、地元の置き場に出さんと市の減収になるとか、何かそう思い込みの方も結構いらっしゃるのかなと思うので、ごみを出す方法はいろいろあるということでもう少しその辺のアピールというか、何か思い込みというものを薄くしていくとか、さまざまな方法もあろうかと思しますので、その辺、ぜひ今後アピールをしてもらいたいと思うんですが、それについて一言だけお願いします。

○ 中山生活環境課長

ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、過去には随分と古紙の値段が今よりも高い時代があって、収入としてそれなりに見れるところもあったわけですがけれども、今現状7円50銭程度ということで、今、副委員長がおっしゃっていただいたように、市の歳入に貢献するんだという熱い思いを持っていただいている地元の方もたくさんいらっしゃって、それはそれで大変ありがたい思いというのは持ってございますけれども、一番大事なのは適正にリサイクルがされるということが多分一番大事な点だろうと思っています。ですので、もちろん今の資源物の置き場に出していただくのも結構ですし、民間の回収ステーション、あるいは資源集団回収を利用いただくのも、どれでも私は正解だと思ってございます。

民間の回収ステーションの利用促進という意味では、また来年度のごみの回収のカレンダーを今作成する時期でございまして、多分の皆様のご家庭でも冷蔵庫なんかには張っていただいているかと思うんですけども、そのどこかに、見やすいところに、今のような、今民間さんのステーションの利用も全然構わないんですよという意味のことをちょっと書かせていただいて、促進を図れたらなというふうに思っております。

○ 山口智也委員長

本当に多くの市民が、まだそこまでの情報が入っていないとか、計算では600万円ほどの被害額というふうには資料に出ていますけれども、もっと民間の回収ステーションに出してもらって、適正にリサイクルしてもらうことが大事だということで、600万円という損失というところを余り気にしてもらわなくてもいいんだということをもっと市民に対して伝えていく必要があるということがよくわかりました。

これに関連して、ご質問よろしいですか。

○ 小林博次委員

ごみの持ち去りは条例をつくってから一瞬なくなっただけだね。取りに来ておった連中が名古屋で捕まって、しばらくいいのかなと思ったらまた復活して、どうして警察は摘発せんのか。もうちょっと行政から警察にきちっと話をしないと。

以前に相談したら、持ち去り禁止の看板は日本語だけで書いてあってもあきませんよという話やったから、じゃ、ポルトガル語や英語やハングルで書いたら、今度は持ち去りの写真で撮れたら摘発できますという話やった。

だから、我々も知らんことがいっぱいあるから、対策を集中的にしたら効果は出ると思っておるのやわ。警察がだめでも、例えばガードマンを雇うということもできるわけや。

○ 中山生活環境課長

ありがとうございます。

私も着任後、たしか5月だったと思うんですが、こちらにも書いてございます四日市を管轄しておる南、北、西署の署長さん、それから生活安全課の担当の方と面会させていただいて、こういうことで行政としても非常に困っているし、腹立たしい思いもしているという中で、やはり行政の職員としてはなかなか手出しができないし、そういう指導も警察のほうから受けているので、そのあたりは警察さんとしても何とかパトロールの強化なり摘発なりで協力してほしいと、今以上に協力してほしいというお願いはさせていただいておるところですけれども。

ちょっと私の主観的な感覚かも知れませんが、担当の方によって、それに対する思いというか、よし、やってやるぞという方もみえれば、そんなの捕まえれませぬわねという言い方をされる方もいらっしゃるんで、あつちは積極的に頑張らましようみたいなことを言うてくれるのに、こっちの方は、それはなかなか難しいですよって冷たく言われるという現状もあって、ちょっととまどっているというのは正直なところなんですけれども、そこは粘り強く、やっぱり警察力というのがないと摘発ってなかなか難しいと思いますので、そのあたりは努力させていただきますし、もし可能であれば議員の皆さんも応援していただければなというふうに思っています。

以上です。

○ 山口智也委員長

関連。

○ 森 康哲委員

先ほど時間のことが出てきたんやけど、午前8時前後で、要するに人がいなくなったらすぐ来ると。ちょうど子供たちの登校時間なんですよ、午前8時前後というのは。そうすると、無理に追いかけてたりすると、スピードを出してむちゃくちゃな走り方をして逃げていく、そういうのも危険行為につながっていくから、余り深追いはせんでおいてくれと言われたことがあるんやけど、その辺はどういうふうに地域の人たちに対して呼びかけをされているのかと。

○ 前川生活環境課課長補佐

生活環境の前川でございます。

やっぱり集積場でそういう行為者と遭遇することがあります。ですけど、そこで追いかけると、通学途中の子供たちに事故があってはいけないということで、どうしても私らもそこは控えることになります。

今、各自治会さんに機会を捉えてお話をさせていただくのは、当番で立っていただくのは非常に私らとしてもありがたいし、ご協力いただいている中ですが、そういう車を見かけた場合に、いつもと言いは変わりませんが、無理に追いかけてりとか刺激だけはせんでおってくださいと。ある地域では、ちょうど子供たちが集団で登校するときには一回集まる場所にその車がやってきたというふうなことで、保護者の方が大変ご心配をされるということもございました。そういったときも、自治会さんにおいては直接刺激するようなことのないようにお願いしますということで協力をお願いしてきたというのが今の現状ではあります。

ただ、我々も今、民間の警備会社のほうにもパトロールを委託してまして、そこには朝の5時から収集のある地域を回ってもらうようにということでお願いをしまして、特に通学通勤の一番ラッシュになるような時間帯は、一定のところ、定点で待機するというふうなことで安全には十分注意するようという仕様のもとで、今、協力をお願いしておるところでございますので、地元の方にはそのようなことでご案内は機会を捉

えてさせていただいているというのが現状でございます。

○ 森 康哲委員

そういう働きかけや対策をずっと続けていただいて、さらに、やはり小林委員が言われるような、条例をつくったときは一瞬なくなったやないかと。だけど、その後またいろいろな社会情勢が変わる中でまた出てきているというのがあるので、ここは、やはり我々も十分協力させていただくので、抜本的にきちっと対策を打つ必要があるのかなということを感じましたので、やはりこれ、議会も一緒になって取り組む必要があるんだと思います。

○ 山口智也委員長

他にこの件に関してご意見ありましたらお願いいたします。

1点、この件についても確認をさせていただきたいんですけども、私も議員になってから、市役所としても、持ち去りへの対策の仕方は少しずつ変遷はしてきているのかなというふうに思うんですね。

例えば、七、八年ぐらい前だと、積極的に本当に対象の車にしがみついて職員もけがをするぐらいやっておったけれども、それではいろんな問題もあるということで、民間のリサイクルステーションの活用なんかも積極的に推進をしていくところまで変わってきているという理解をしているんですが、そこで、今、パトロールもをやっていただいていると。1班2名体制で2グループ、今年度からは、さらに民間委託で警備会社のほうにプラスで1班2名をまた配置していただいたと思うんですけども、これについてある程度効果があって、これからも、しっかりパトロール活動は続けていくのが妥当なんだという認識を持っておられるんでしょうか。

○ 中山生活環境課長

持ち去り行為がいろんな取り組みの中でどんどん減っていけば縮小していくということも考えられるとは思いますが、今現状、私どもが対策としてやれるツールというのは非常に限られている中では、やはりこれは効果があれば当然ですが、増強を考えていく方向性だと思っています。

○ 山口智也委員長

あくまでも効果があると、そういう判断をしているということですね。

○ 中山生活環境課長

効果はあると思っています。

○ 山口智也委員長

それでは、追加資料についてはもうほかにはないということで、それ以外の部分も含めて質疑に移らせていただきます。

では、追加資料以外のところの質疑がありましたらご発言いただければと思います。

加納委員、お願いします。

○ 加納康樹委員

幾つかお伺いいたしますが、まず最初にお伺いしたいのは、クールチョイス普及啓発事業費についてであります。

遅まきながら昨年、平成30年4月からスタートした四日市市クールチョイス普及啓発事業なんですけど、まず最初に、直球で聞いておきますが、この事業って環境部さんからのボトムアップですか。それとも市長からの思いつきのトップダウンですか。

○ 市川環境保全課長

クールチョイス、これは地球温暖化に資するあらゆる選択というところで、環境省、国のほうが推奨しておる事業でございます。私ども環境部といたしましても、地球温暖化のために、あらゆる施策を打っておるという段階でございますので、環境部として市長に申し上げ、市長のほうからも賛同いただきこの事業をさせていただいたということでございます。

○ 加納康樹委員

であるとすると、他市は四日市より1年、2年早くスタートしている。遅くにスタートされたのは環境部さんのリサーチ能力が低かったんですか。

○ 市川環境保全課長

リサーチ能力といいますか、鈴鹿市とかは前年度、1年早くたしかやってみえたと思いますけれども、あらゆる施策を打たなければと考えていたときに、このクールチョイスというのを始めたというところでございます。

○ 加納康樹委員

皆さんが自発的にされた事業だと仮定をして少し確認をしていきますが、予算300万円に対して、決算299万7000円、見事な執行率なんですけど、その詳細について、ちょっと内訳を教えてください。

○ 市川環境保全課長

この事業、プロポーザル事業として事業者のほうからさまざまな提案を出して採択をしたという経緯でございます。この事業の内訳でございますけれども、あらゆる場面を使ってまず市民のクールチョイスへの賛同を呼びかけるというのが目的の一つでございます。例えば、県の環境学習センターでの夏のエコフェアでの場所で啓発、また24時間テレビの展示ブース、またハウジングセンターを活用したりしてファミリーの方への賛同、また、四日市ドームで行われた住まいと暮らしのフェアでも低エネルギーについて展示とともに、市民の皆様にも呼びかけたというところ。

それと、市が主催します環境フェア、これはじばさん三重でやっておるところですけども、その場面でも啓発をしたりとか、さらにコンビナート企業とか東邦ガス、その工場もバスツアーとして見学のツアーをつくって、市民の方に呼びかけて、クールチョイスの賛同を募ったという事業でございます。

○ 加納康樹委員

平成30年の予算に基づいて、ざっと金額を教えてくださいんですけど、プロポーザルだからと言っても内訳はあると思うので、まず、チラシ、ポスターの作成、ショッピングモール等での普及啓発、配布、これは幾らですか。

○ 市川環境保全課長

個々の展示ブース、パンフレットというところは今ちょっと調べさせていただいてございますけれども、さまざまなツールを活用するというところのトータル金額になっておる

というふうに理解してございます。

○ 加納康樹委員

そんな井が許されるのなら環境部さんから自発的にやったりするとはあんまり思えないですけどね。

○ 市川環境保全課長

少しお待ちください。今、資料を調べさせていただいておりますので。

○ 山口智也委員長

加納委員、ちなみに主要施策のどこかに載っておるんですか。

○ 加納康樹委員

皆さんが一生懸命やられたというのであれば、この主要施策実績報告書のどこにこのクールチョイスという言葉がありますか。

○ 市川環境保全課長

主要施策実績報告書というよりも、決算常任委員会資料、タブレット端末の07都市・環境常任委員会、317の決算常任委員会資料の部局別の35分の5ページ、そこに主な地球温暖化対策、主な事業といたしまして、クールチョイス普及啓発事業というのを299万7000円という機会をこの場面でさせていただいております。

それと、35分の9ページですけれども、1の地球温暖化対策の推進の(3)の事業者と連携した普及啓発、ここでクールチョイスのイベント等、掲載をさせていただいております。

○ 加納康樹委員

部局別資料の5ページを見て、299万7000円ということも申し上げましたし、その下に9ページと書いてあるとか、そんなことはわかっているんです。主要施策実績報告書のどこにその言葉が出てくるんですか。新規事業ですよ。

○ 山口智也委員長

主要実績報告書には記載がないのなら、ないと表明してください。

○ 市川環境保全課長

主要実績報告書の中には、クールチョイス啓発事業という文言はございません。

○ 加納康樹委員

完全に推測だけでしゃべっていますけど、やらされ感でやっている事業だから主要施策実績報告書にも出ないし、部局の資料でも何となく1行、2行出てくるだけなんじゃないんですか。ストレートに言うと、こんな事業、やめたらいいんです。何か啓発事業はしたんでしょうけど、別にそんなことはこの事業に乗っからなくてもやれるわけで、実際クールチョイスについて市民や事業者に向かって何をやっているのかというと、スマートシティ構築促進補助金の募集をするときにクールチョイスにサインしろとか、そんな程度しかやっていないんでしょう。何かほかにやっていますか。

○ 市川環境保全課長

委員おっしゃるように、スマートシティ構築補助金の際には賛同の用紙を提出していただいて、事業の推進というのも行ってございます。それと、昨年度、先ほど申しましたさまざまな内容の事業を行ったわけですが、その場面場面で市民の方々に賛同を募って、トータル約550名程度の賛同を募ったというところで、そのあたりは一定の効果があったのかなというふうに私どもは思っておる次第でございます。

○ 加納康樹委員

とはいえ、冒頭の私の細かいところ、金額を教えるというのに全然出てこないし、改めて本当にお伺いするんですけど、この事業、皆さん、本当に本気でシティに向けてやりたいと思っています。全然そう思えないんですよ、この事業。

○ 市川環境保全課長

地球温暖化対策事業というのは、地球規模でやはり温暖化というのはさまざまなところで原因が生じてきているというふうに私どもの認識でございます。ただ、それに関しての

対策というのは、やはり行政だけではなかなか進まないというのも現状でございまして、やはり市民の理解と協力を得ながら進めることが必須というふうに考えてございますので、一つはクールチョイス、この事業というのが温暖化に資する市民の理解を得る一つの手段というふうに考えて推進をさせていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

ですけど、このクールチョイスは、スタートするときに市長が記者会見で使いたいから何となくそれを使ったぐらいにしか思えないので。何でかという、その後の使われ方も環境部の方々が一生懸命この事業、クールチョイスというのを市民の皆さんに理解してもらおうというふうに思えないし、やってきたことも自信もないから主要施策実績報告書に記載が出てこないし、どれか一つでも公開してください。

○ 田中環境部長

クールチョイスのイベントの普及啓発ということでございます。クールチョイスは国のほうからのイベントという中で、本市も鈴鹿市から1年おくれた形で、イベントを実施したということです。そのイベントの手法につきましては、ほかの市の実例なんかも参考にした形でやらせていただいた中で、市の姿勢、それから企業の賛同を募ったというところでは国の動きに乗ったというところはあってもそれを進めた。ここから先、次どう展開するかという想いで環境計画をつくっていますけれども、クールチョイスとは選択ですので、どう選択すれば正しい選択なんだというところの次につなぎは少し答えがまだ出ていないと言ったらそのとおりなんですけれども、クールチョイスとだした以上は、次の環境計画の中でもつなげてまいりたいと思っております。

○ 加納康樹委員

だから、つなげていきたいと思えないと私は言っているんですよ。そこから先、いろいろな環境政策につなげていきたいと口ではおっしゃるけど、例えばサインしてもらった方々はサインしてもらった後、何らかのつながりがあるんですか、事業所の皆さん、個人、市民の皆さん。何となくそれだけ集まったからいいなと思って、はい、終わりになっていませか。

○ 市川環境保全課長

その後のフォローアップというのは、今できてはございませんけれども、やはりその方々の住所やお名前も聞いてございますので、さまざまな場面を通じて啓発をしてまいりたいと、継続的な啓発をしてまいりたいということと、環境計画を策定するに当たりまして、市民へのアンケートもさせていただくつもりでございます。やはりその方々は環境への意識が高い方々だろうというふうに私どもは思っておりますので、そういった方々の意見をしっかりと踏まえて、来年度の環境計画の作成に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 加納康樹委員

私としてはまとめにかかりたいんですけど、クールチョイスという国の方針に関して注文をつけるつもりは全くないけど、四日市は何となくそれに乗ったようなふりをしてる。今の私の質疑を聞いてもらえばわかるんですけど、何ら四日市の環境部として主体的な動きがないわけですよ。そんな事業だったら止めればいいんじゃないのかとすら私は思います。でも、クールチョイス、環境に対する考え方は当然やっていかなきゃいけないんですよ。ただ、このクールチョイスというこれに乗ったというだけの事業だったらやめてしまえというのが私の意見なんです。

○ 山口智也委員長

この意見に対して、しっかり受けとめていただいて、来年度の計画につなげていくというご答弁もありましたので、最後にもう一言、部長のほうから改めて来年度に向けての方向性を示していただきたいと思っております。

○ 田中環境部長

クールチョイスについてご指摘いただきました。このクールチョイス、国に乗った中で、じゃ、国の次の動きとか、我々の次の動きをどうするんだということは、一遍腰を据えて、加納委員もおっしゃったように、こんなのだったらというような厳しいご意見をいただいたので、どういった形が望ましいのか、何が受け入れてもらえるのかということも少し来年度の予算にどう織り込むか、少し検討させていただきたいと思っております。

○ 加納康樹委員

幾つかあるんですけど、ヒートアップしたので一旦休みます。

○ 山口智也委員長

また後ほどお願いします。

それでは、続けて、どなたかご質疑をお願いいたします。

○ 森 康哲委員

35分の15ページの公害苦情件数のところで、平成29年度と平成30年度を比べると、大気汚染のところは4割増しぐらいになっておるといふのと、悪臭が3割増し、ふえているんですけども、事業系、特に野外焼却による大気汚染の苦情が196件あるという、これ、被っているんですかね。

○ 山川環境保全課課長補佐

環境保全課の山川でございます。

野外焼却につきましては、大気汚染のほうに入れておりまして、悪臭は野外焼却とは別で計上してございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、平成30年度のところの野外焼却が196件で、平成30年度の大気汚染が70件になっているんですけど、あとの126件、どこへ行っちゃったんですか。

○ 市川環境保全課長

この苦情の一覧表でございますが、平成30年度の苦情の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、その他、トータルの合計が196件ということでございます。大気汚染が平成30年度は70件と、このような見方をしていただければというふうに思います。

○ 森 康哲委員

そうすると、野外焼却で大気汚染以外が126件はどこへ、水質汚濁ですか。

○ 市川環境保全課長

先ほど申しましたように、野外焼却は大気汚染の苦情の70件の内訳に入っております。野外焼却全てが70件ではございません。ばい煙とか粉じんが飛んできたというのも大気汚染の中に入っておりますので、70件は野外焼却及び、その他の大気汚染の苦情のトータルが70件でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、一つの事案に対して幾つもの苦情が重なっているというのが読み取れるんですけども、同じ年度に同じ業者さんが出している場合もあるんですか。

○ 市川環境保全課長

カウントの仕方でございますけれども、まず、野外焼却であれば、当然悪臭も苦情にあるものの野外焼却の原因であれば、これは大気汚染のところにカウントをさせていただいておることでございます。

今のご質問は同一の利用者が水質汚濁、悪い水を流したり、騒音・振動があると、重複しておるといようなご質問ですけれども、そこまで細かくはあれなんですけど、数は少ないと思っています、同一の事業者が水も騒音もトータルでというのは。ないというふうに私は認識しております。

○ 森 康哲委員

そういう意味じゃなくて、一つの事業所で例えば苦情があって注意したと。また、何カ月かたって同じところで同じ焼却をされて、通報されたり、注意したりというのはありますかという。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

廃棄物対策室の中尾です。

野外焼却につきましては、廃棄物対策室の所管なんですけれども、同じ年度で一度指導した業者が再度焼却をして指導するということは基本的にございません。一度指導してやめさせますので、この件数については別々の事業者なり行為者ということになります。

○ 森 康哲委員

羽津地区内で何回も通報されている業者さんがあるんだけど、その辺は把握されていないということなんですか。

○ 中尾生活環境課廃棄物対策室主幹

先ほど申し上げたように、同じ年度でというのはいないんですが、委員おっしゃるように、例えば過去、3年前に指導したけれども、ちょっと日がたってまたやっているという苦情は正直ございまして、指導はしたけど、またすぐ翌月にやっているとか、そういったのはないというふうに認識しています。

○ 森 康哲委員

消防署に119番通報をしたり、直接市のほうに通報が入ったりというケースが、私は知っているところがあるので、その辺、また精査して報告してください。

以上です。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

別件で、数点お願いします。

無理やり言うと主要施策実績報告書の121ページの日8のところというのか、北大谷斎場の関係でお伺いをします。

北大谷の利用者目線というところなんですけど、そんなにニーズがないようなんですが、たまに聞くのが、北大谷に行った方で、ご親族さんとかでも遠方から来て、そこで着がえようと思うと、通夜の控室がある人はいいいけど、全く着がえのスペースがないという話を聞かなくはないんですが、そういうのに対応するようなスペースというのが何か案内はあるんでしょうか。

○ 山口智也委員長

控室以外の着がえるようなスペースがないのかということですね。

○ 加納康樹委員

親族さんは当然控室があるのでいいですけど、そうでない人。

○ 山口智也委員長

そういう控室以外で、以外の方ができるようなスペースというのはないのかということですね。

○ 美濃生活環境課副参事

生活環境課、美濃です。

式場にはそれぞれ、式場1、2、3、三つございますけれども、それぞれ親族様の控室がございます。委員おっしゃったように、遠方から来たりする場合に喪服とか持ってきたときの着がえについてのお声はいただいたこともございます。これからどうしていったらいいのかというところで、一番簡単なのは何か隠れるようなブラインドですか、そんなのをできる範囲で考えて、使いやすい式場ということで検討していきたいと思います。

○ 加納康樹委員

ぜひともよろしくをお願いします。本当に簡単な、服屋さんにあるような、ちょっとだけ囲われたパーティションみたいな、そんなスペースでもちょっと置けばと思わなくはないので、もし検討できるのであればお願いをしたいと思います。

次に移って、平成30年度において、改めて私も記憶がないので確認もあるんですが、北大谷斎場における残骨灰の処理はどんなふうだったんですって。

○ 美濃生活環境課副参事

残骨灰につきましては、売却という形で、事業者さんに引き取りをしていただいております。

○ 加納康樹委員

じゃ、その決算はどこでしょうか。

○ 美濃生活環境課副参事

歳入で、こちらはkg幾らということで契約しておりますので、ちょっと数字を出します
ので申しわけございません。

○ 加納康樹委員

お手間なようであれば、前段のクールチョイスの詳細と含め、別に後刻でも構いません
ので、まとめていただくようお願いするだけなんです。

○ 山口智也委員長

じゃ、資料でということ。

○ 加納康樹委員

とりあえず一旦次に進みます。

125ページの南部埋立処分場関係なんです、ここで、最終埋立処分量で目標600 t に対
して、2600 t あり、平成29年も1300 t 近くあったというやつで、それぞれが災害等により
ということなんです、2年続けて目標値をかなり上回ってしまった決算といましよう
か、まとめになっているんですけども、最終処分場の延命とか、その辺のところに影響
が出ることはないのかはいかがなんでしょうか。

○ 田中環境部長

こちらの目標の600 t というところでございますが、こちらに書かせていただきました
とおり、コンクリートとかレンガとかがあるんですがそういうのを埋めている。それが大
体600 t 程度発生するだろうというようなことで600 t という目標が設定されております。

ただ、通常の処理不適物であれば600 t、もし火災等が不幸なことに起きてしまうとど
うしても1200tとか、昨年のように海岸で大きな漂着物があると、どうしても塩分が絡ん
でおって埋め立てざるを得ないとか、いろんなパターンが出てまいりますので、そうした
ときはどうしてもふえてしまうというのがあります。

それから、埋立処分場の延命に対してどうするかということです。埋立処分場の今、残
量容量、約3万4000m³ぐらいだと思います。1 tを1 m³とだけいただければ、大体そう
そう間違いないかと思うんですけども、そうしたことで考えていくと、例えば平成29年

の1000m³ということですし、昨年ちょっと多くて2600m³となりましたけど、大体1000m³前後ぐらいが毎年来ていますので、あそこの残余年数と考えてしまうとやはり20年以上あるのでクリーンセンターの寿命ぐらいは埋立処分場はもつのではないかなということなんです。じゃ、埋立処分場の後どうすのといったら、次の第3区画というのがまだ1個残っています、そちらも用地買収が終わっておりますので、例えば急な災害でごみがふえたということであれば、そちらの第3区画の整備まで動いていって、埋め立て処分には確保していくというようなことを今考えております。

○ 美濃生活環境課副参事

美濃です。

先ほど加納委員から残骨灰の歳入ですけれども、昨年度、平成30年度の実績ですけれども、988万5964円です。

以上です。

○ 赤堀環境部政策推進監

環境部、政策推進監の赤堀でございます。

加納委員からクールチョイスの積算内訳について、大変遅くなりまして、今から申し上げます。

印刷製本費としまして、チラシ2000枚を印刷した代金として積算額7万円、そのデザイン製作費用として10万円、ポスター500枚、11万5000円、あと、そのポスターのデザイン製作費としまして16万5000円、クールチョイスイベント、先ほど課長から何件かイベントの紹介をさせていただきました、そのイベントの費用としまして150万円、バスツアーといたしまして50万円、イベント出店参加費として30万円の積算としております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

というと、平成30年の予算議会の資料を見ているんですけど、それでいくと、当初予定されていた講演会とかというのはなかったんですか。

○ 市川環境保全課長

講演会でございますけれども、住まいと暮らしのフェアの中で、三重テレビの気象予報士の多森さんという方に講演をいただいております。要するに、このイベントの中に講演費が入っておるといふふうにご理解いただけたらというふうに思います。

○ 加納康樹委員

ということは、それは講師料とかそういうものはクールチョイスのところじゃないところで出ているんですか。ちょっと疑問です。

○ 市川環境保全課長

クールチョイスの委託費の中で、イベントの中に講師料というようなことが入っておるといふところがございます。

○ 山口智也委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

まだ一応予定はしているという方はおみえでしたら、よろしいですかね。もう大丈夫ですか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、決算の質疑は以上とさせていただきます。

それでは、討論に移らせていただきます。

それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言いただきたいと思います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、採決に移らせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、環境部

所管部分について、認定とすべきことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

異議なしと認めます。認定と決しました。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費について、採決の結果、認定すべきものと決する]

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、全体会送りについて諮らせていただきます。

まず1点は、今回の議員間討議を通じまして、1点、不法投棄の部分につきましては、改めて正副のほうで文言を整理した上で、皆様方にご周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それ以外の部分で、部局にまたがる部分なので通常の全体会送りなど、ご提案がございましたらよろしくお願いいたします。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ないということで了解をいたしました。

それでは、次に補正予算のほうに移らせていただきますけれども、一旦ここで休憩を入れさせていただきます。再開は15時15分とさせていただきます。

15：02 休憩

15：13 再開

○ 山口智也委員長

それでは、審査を再開させていただきます。

これよりは、予算常任委員会都市・環境分科会として進めさせていただきます。

議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 衛生費

第2項 清掃費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 山口智也委員長

この補正予算につきましては、議案聴取会で追加資料の請求はございませんでしたので、もう、すぐに質疑に入らせていただきたいと思います。

タブレットをまた見ていただきながら、北大谷斎場の債務負担行為の部分と、それから北部埋立処分場の浸出水の処理の件につきまして、ご質疑をいただければと思います。

それでは、ご質疑がございましたらご発言いただければと思います。

特に、ちょっともう少しお待ちください。ちょっと心の準備がまだ。

ご質疑のほうはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

一つだけいいですか。

清掃工場のクリーンセンターの北側の汚水処理施設と書いてあるんですけど、これの調整池ってあるんですか。

クリーンセンターには3カ所造ってもらいましたが、ここ専用の調整池というのはつくらんでもいいんですか。

○ 田中環境部長

こちらの施設なんですけれども、北部埋立処分場という、クリーンセンターのちょうど向かい側にある、今、垂坂グラウンドになっているところと、それから今、東芝の駐車場のほうになっているあの交差点のところ、グラウンドが第1、それで東芝の駐車場になっ

ているところが第2の埋立処分場となっていました。

そちらのほうの出てくる浸出水を処理している施設が非常に年数がたったのでということなんですが、全体としての調整池もございますし、それから浸出水も処理が追いつかなくなりまして、手前にラグーン槽という調整池も兼ねたところもございますので、そういった水回りの設備はもともとあるというふうにご理解いただければ結構です。

○ 森 康哲委員

そうすると既存の調整池が充てられるんですけども、その調整池で一旦たまった水は米洗川に流れるんですか。十四川に流れるんですかね。

(発言する者あり)

○ 田中環境部長

ちょっと確認します。たしか十四川水系だったはずです。

もしちょっと違っておればまたご提出させますが、たしか十四川水系のはずです。

○ 森 康哲委員

またで結構なので、資料をください。

よろしくお願いします。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それではほかにごございませんので、質疑は以上とさせていただきます。

討論はございますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは討論もございませんので、これより分科会として採決を行ってまいります。

特に反対表明がございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第23号令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきものはございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

なしということで、本件につきましては以上とさせていただきます。

[以上の経過により、議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、続きまして、ここからは都市・環境常任委員会として一般議案について審査をさせていただきます。

議案第33号 四日市市霊園条例の一部改正について

○ 山口智也委員長

議案第33号四日市市霊園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、これにつきましては追加資料の請求がございましたので、そちらの説明からお願いをしたいと思います。

○ 中山生活環境課長

生活環境課の中山でございます。引き続きよろしくお願いたします。

資料につきましては、先ほどの決算の資料の続きでございます。21分の21ページとなります。よろしいでしょうか。

四日市市営霊園条例の一部改正に関しまして、森委員からご請求のありました、富田霊園内の今回募集を行う区画以外で、調査中などの理由で募集に至らなかった区画に係る資料でございます。

富田霊園には全部で1318区画ございますが、そのうち墓石は建立されていないものの、墓地台帳上は使用者の記載があり、かつ、当方の調査において現在の使用者またはその相続人が確認できず、墓地の返還手続もされていない区画が44区画ございます。

このうち、台座等もなく見た目が更地となっております区画が31区画。資料のほうの右の一番上の部分でございます。もう見た目は完全に更地になっている区画が31区画。

それから、墓石はないんですけれども、写真のとおり台座等が残されている区画が13区画ございます。

また、市に返還されてはおりますものの、水路に面しているためやや傾斜していることから、新たな使用者募集に適さないとと思われる区画が4区画ございます。

なお、さきの6月定例会議会の協議会、あるいは議案聴取会におきまして、条例改正後に使用者を募集する区画数につきまして23区画を予定している旨、ご説明申し上げましたけれども、その後返還された区画もございまして、最終的に27区画について、新たな使用者を募集する予定でございます。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

委員の皆様、ご質疑がございましたら、ご発言ください。

○ 森 康哲委員

資料ありがとうございます。

どこの霊園でも見かけるんですけども、この墓石を整理した石が集積されて市内に置いてあるところがあるんですけども、たしか富田霊園もあるんですよ。その処理ってどういうふうにするのか。

○ 美濃生活環境課副参事

生活環境課、美濃です。

今、委員から富田に墓石が置いてあると言われたんですが、私の記憶では富田ではなくて富洲原じゃなかったかなと思うんですが、富田ですか。

多分、昔からお墓を持っていた方とかがそこに置いていったということで、今それをどうするかというのは今後の課題だと思うんですが、今すぐに捨てるのかと言うとそういうわけにはいかないと思いますし、市としてどうやって対応していくかというのを今後検討していきたいなと思います。

○ 森 康哲委員

毎年8月の第1日曜日朝8時ぐらいにお坊さんに来ていただいて、無縁仏の供養とそういう墓石をどけて借り者がいないところの供養をやっているんで、その辺のところ、市の管理になったということであれば、整理できるように考えてもらいたいと思います。

意見です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 谷口周司副委員長

ここのところですけど、これからまだ27カ区画募集して使っていくと思うんですけど、

駐車場と違って広げていく予定とかあるのか、今、多分あそこの敷地内って10台もないですよね。そのままいくのか、何か今後ふえることによって利用者もふえるので、少しそういうのも今後検討していく予定があるのか、もしお考えだけでもあれば教えてください。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

現場の状況から考えますと、駐車場の拡張となりますと新たな土地を求める必要が出てくるかと思えますし、多分、私もさほど何回も現場に行ったわけではないんですけども、新たに求め得る土地はないのかなというところで、駐車場の拡張というのは難しいという思いで今はおります。

以上です。

○ 谷口周司副委員長

近くのお寺さんの近くになかったでしたっけ。

○ 田中環境部長

横に連光寺さんの持っている駐車場というのはございます。

ただ、過去に四日市が引き継いだ墓地ですので、あの近辺でちょうどいいようなところは見当たらないのではないかなというふうには思っております。

○ 谷口周司副委員長

27区画ふえて利用者もふえると、これからもっと少しふやしていこうというのであれば、そういったことも少し検討していただければ、どこかいいところがあればまた連光寺さんとも連携しながら、使えるところがあればぜひ検討いただきたいと思いますので、お願いいたします。

○ 山口智也委員長

また、まだ今後検討を必要に応じてやっていただきたいというご意見でありました。

そのほかにご質疑ありますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

なしということで、それでは討論に移らせていただきます。

討論はございますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

なしと認め、採決に移ります。

特に反対意見、ありませんので、簡易採決とさせていただきます。

議案第33号四日市市霊園条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

それでは、一般議案につきましては以上でございます。

[以上の経過により、議案第33号 四日市市霊園条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

最後に、所管事務調査に移らせていただきます。

令和元年度第2回及び第3回四日市市環境保全審議会について開催がされたということでもありますので、都市・環境常任委員会所管事務調査として説明を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 市川環境保全課長

まず、令和元年度第2回の四日市市環境保全審議会の説明をさせていただきます。6月28日に開催をいたしました。

タブレット端末の休会中、04休会中、005環境部（所管事務調査）の49分の2ページをお開きください。

○ 山口智也委員長

ちょっとご準備をお願いします。

休会中のファイルですのでお間違えなく。休会中（7月～8月）というフォルダーがあると思いますけれども、そこを開いていただきまして。

○ 市川環境保全課長

委員総数16名のうち10名の委員にご出席をいただき、審議会を開催いたしました。本審議会の議題は2点ございました。

1点目がパワープラント四日市山田太陽光発電事業造成工事に係る簡易的環境影響評価書につきまして、4月に開催の環境保全審議会で事業者から提出のあった評価書について諮問したところでもあり、諮問後、2回専門部会を開催し、審議いただいております。

当日はその部会長報告とそれを踏まえた環境保全審議会からの答申をいただくに当たり、審議をいただいたところでございます。

改めてアセスメントについて簡単にご説明をさせていただきます。

49分の5ページをお開きください。

環境アセスメントとはというところで、開発事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者みずからが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や市町の長、知事からの意見を聞き、それを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていこうという制度でございます。

49分の6ページをお開きください。

アセスメントの対象となる事業の種類につきましては、道路やダム、鉄道や飛行場などの建設の際に、対象事業にあります規模要件に該当する場合にアセスメントが必要となります。

今回のメガソーラー事業につきましては、⑮の宅地その他の用地造成に該当いたします。開発面積が20ha未満であることから、その右に記載の準対象事業に該当するということ

になります。

49分の7ページをお開きください。

環境アセスメントの流れでございますが、左の本アセスメントは方法書、準備書、評価書それぞれを報告、縦覧し、方法書及び準備書の内容につきましては、住民意見や市町の長から事業者意見に意見を述べるができる規定となっております。

後ほど説明させていただく新小山処分場につきましては、この本アセスメントに基づいて実施されるということになってございます。

また、パワープラント四日市山田太陽光発電事業所につきましては、右の簡易的環境アセスメントに該当するというようになります。

この制度につきましては、一定規模以上の事業についてはアセスメントの対象にすべきということで、平成28年9月より新たに上乘せをして施行されており、調査につきましては文献調査が基本となり、簡易評価書が事業者によりまとめられ、その内容について意見を述べるができる制度となっております。

続きまして、49分の11ページをお開きください。15ページにかけて、専門部会長の報告の内容につきましてつけさせていただきます。

このページには総括的事項。また、49分の12ページからでございますが、個別的事項として大気、騒音、振動、悪臭、低周波音について、また、水質や地形、地質、地下水や陸生動植物、また、生態系への配慮などといった意見、そして廃棄物の適正な管理についても専門部会長意見の中でご報告をいただいたというところでございます。

続きまして、2点目の廃棄物処理センター増設事業に係る環境影響評価方法書について、環境保全審議会に諮問してございます。49分の34ページをお開きください。

増設事業の概要につきましては、6月24日の所管事務調査で、事業概要につきましては今後、改めて埋立面積を約7.3ha拡大ということで、環境保全影響評価条例に基づきます規模要件に該当することから、市長意見を述べるに当たり、当事業による周辺関係の影響について、環境保全審議会専門的な見地から審議いただくに当たって諮問したところでございます。

当日の審議でございますけれども、このパンフレット、資料をつけさせていただきますが、この事業内容につきまして事業者から説明をいただき、委員から質疑がなされたというところでございます。事業者からの説明につきましては、49分の35ページから44ページにつけさせていただきます。

また、事業者からの説明に対する質疑についても49分の47ページにつけさせていただいていますので、よろしく願いをいたします。

これらの廃棄物処理センターにつきましては第3回の審議会の際にも詳しく審議されてございますので、そちらのほうで審議内容のご説明をさせていただきたいと思えます。

05の8月定例会議会。07の都市・環境常任委員会、005です。32分の2ページをお開きください。

○ 山口智也委員長

よろしいですかね。

お願いします。

○ 市川環境保全課長

令和元年度第3回の環境保全審議会を8月19日金曜日に開催をいたしましたので、ご報告させていただきます。

委員総数16名のうち、委員13名にご出席をいただき審議会を開催いたしました。

主な議題は2点ございました。

1点目が廃棄物処理センター最終処分場増設事業に係ります、県条例に基づきます環境影響評価方法書についての答申を審議いただきました。

2点目が環境保全主要施策等の報告についてでございます。

まず、1点目の答申に係る審議でございますが、環境保全事業団から提出のありました環境影響評価に係る方法書につきまして、第2回の環境保全審議会の際に私より環境保全審議会長に対し諮問してございましたので、その諮問に対する答申をいただくに当たりまして、ご審議いただきました。

なお、環境影響評価方法書につきましては、県条例に基づきまして今年の5月31日から7月16日までの45日間、住民への報告縦覧が行われてございましたが、住民からは事業者に対して質疑や意見がなかったということを審議会でご報告もさせていただきました。

また、今回の案件は専門的な知見により審議をいただく必要があるということから、専門部会を2回開催いたしまして、慎重な審議をいただいておりますので、審議会当日、専門部会長より審議会の場で部会長報告をいただきました。

部会長報告の内容につきましては、32分の7ページから9ページにつけさせていただ

てございます。

まず、総括的事項といたしまして、新小山処分場は平成24年から供用が開始されてございますが、その際に行われたアセスメントに対します事後調査の課題を踏まえて調査を実施すべきであるといったことや、また今後、調査予測地点や項目及び手法に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法について見直しを行い、追加調査及び予測評価を行うこと、そして、今後の調査及び予測結果をもとに環境への影響が最大限回避し、または低減されるよう十分、検討を行うことなどが総括的な事項で述べられてございます。

また、個別的事項といたしまして、事業実施区域は自動車NO_x・PM法の対策地域に指定をされておるため、32分の8ページをごらんください。排出ガス基準に適合した車両等を優先的に使用するとともに、工事車両や重機のほか、搬入車両による影響を十分考慮することとの意見報告がなされました。

また、騒音、振動、悪臭につきましては記載のとおりでございますが、4の水質及び地下水の水質、及び水位につきましては、(1)で造成中の濁水の発生については、雨量の最大10分間降水量における影響予測も実施し、濁水対策につなげるとともに周辺環境への影響を最小限にすること。また、(2)では、遮水工を設置して、廃棄物とは接触しないとしているものの、その影響を監視するため、周辺の地下水の水質や水位に与える影響についての予測を検討することなど、以下の点について専門部会長報告がなされたところでございます。

また、陸生動植物への影響につきましては、32分の9ページにかけて詳細な現地調査の必要性や保存する残置森林の管理などについても部会長報告がなされました。

また、生態系のところでは、除草する場合の除草剤の使用の際の生態系への配慮や、運搬車両のタイヤに付着した種子などによる在来種の影響への調査や予測についても意見が述べられたところでございます。

さらに、景観への配慮といたしまして、埋め立て完了後の景観を含めた予測や、3次元で立体的に埋め立て状況を住民にわかりやすく説明するなど、人と自然との触れ合いの活動の場の保全についての部会長報告がなされ、この内容を審議会答申に盛り込むということが了承されたところでございます。

今後の予定でございますが、答申を踏まえて方法書に対します市長意見を提出してまいります。

また、条例を所管している三重県では、市長意見を踏まえた審議がなされ、三重県知事意見が事業者に述べられる予定となっております。

次に、議題2点目の環境保全主要施策等の報告でございますが、これは32分の19ページ以降につけさせていただいております。

これにつきましては、先日の議案聴取会でご説明をいたしました内容を、環境保全審議会場で報告をさせていただいたという内容になってございます。

以上で環境保全審議会の報告を終わらせていただきます。

○ 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

じゃ、委員の皆さんからご質疑がありましたらご発言いただきたいと思います。

○ 加納康樹委員

本論とは関係ないんですが、第2回も第3回も政策推進部長が欠席しているので、何事かと思って調べてみたら、第2回は予算委員会、第3回は総合計画の特別委員会ということなんですけど、その環境審ってそんなものなんですか。

○ 市川環境保全課長

非常に重要な位置づけということで政策推進部長なり市民文化部長、都市整備部長、環境部長というところが参与幹事として参画してございます。

日程調整の中で市長意見を述べていく期限も決まっております。

そういった中、さまざまな学識経験者等の調整をさせていただいて、候補日を選定した結果、この日が一番皆さんのスケジュールが合ったということで、2回目に関しては政策推進部の次長が代理で出席していただいております。

3回目に関しましてはもう特別委員会の最中で欠席となったということでございます。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

埋め立てをやるときに三重県以外のところから物を持って来ても処理できるというふう
に理解しているんやけど、そのあたりちょっと説明して。

○ 田中環境部長

こちら、基本的に三重県内の施設から発生したものを受け入れるということです。

ただ、例えば隣接するところから一旦、四日市の処理施設を経由した形で入ってくる場
合もありますのでゼロではないんですが。

○ 小林博次委員

そういうことと違って、例えば、国から県に要請があって受け入れますと言うた途端に
ここに持ってくるわけやな。そういうことはできないことになっているの。

別に今日答えてもらわなくても、そのあたりがこういうことでここには持ってこれない
よということであれば、条例とか何かあるやろうから、そういうの資料を提示していただ
けます。なければ持ってこれるというふうに理解をするので。そうするともうちょっと別
の論議に入るで。

○ 田中環境部長

こちらはいろんな場合が想定はされます。

例えば、一部ちょっと聞いたこともあるんですけども、放射性廃棄物とかそういった
のが来るんじゃないのかなというご懸念があったというのも耳にはしております。

実際それは法律によってないんですけども、ちょっとその辺、事業団からは基本的に
県内と聞いていますが少し整理してお出ししたいと思います。

○ 小林博次委員

三重県内にも事実入っているの、絶対あり得んというなら、そういうの、どこかに書
いてあるやろうから、そういう資料をください。

○ 山口智也委員長

その根拠となる資料と、というかそういう事実が可能性としてあるのかどうかというの
をまた資料として示してください。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは本件は以上とさせていただきます。

それでは、環境部所管事項については全て終了となります。大変お疲れさまでした。

委員の皆さん、お疲れさまでした。

本日はそういうことで、この程度とさせていただきます。あすまた10時より、都市整備部をよろしくお願ひします。

15 : 46 閉議